

令和 7 年 10 月 1 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 7 年 9 月
第440回長野県議会(定例会)会議録(第3号)

令和7年10月1日(水曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 博 司
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 両 友 成
12 番	小 林 君 男	38 番	角 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 井 長
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 茂 人
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 孝
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 善 昭
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清 司
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

説明のため出席した者

知事	阿部守一	観光スポーツ部 国スポ・全障スポ 大会局長	北島隆英
副知事	関昇一郎	農政部長	村山一善
副知事	新田恭士	林務部長	根橋幸夫
危機管理部長	渡邊卓志	建設部長	栗林一彦
企画振興部長	中村徹	建設部 リニア整備推進局長	室賀莊一郎
企画振興部 交通政策局長	村井昌久	会計管理者兼 会計局長	柳沢由里
総務部長	須藤俊一	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉沢正
県民文化部長	直江崇	財政課長	塚本滉己
県民文化部 こども若者局長	酒井和幸	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笛渕美香	教育次長	松本順子
環境部長	小林真人	教育次長	清水範
産業政策監	田中達也	警察本部長	阿部文彦
産業労働部長	米沢一馬	警務部長	長瀬悠
産業労働部 営業局長	田中英児	監査委員	増田隆志
観光スポーツ部長	高橋寿明		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原涉	議事課主事	片桐美代子
議事課長	小山雅史	総務課庶務係長	村田吉弘
議事課企画幹兼 課長補佐	山本千鶴子	総務課主査	池田光
議事課担当係長	萩原晴香	総務課主査	東方啓太

令和7年10月1日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、宮本衡司議員から本日午前欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）新政策議員団、大町市の奥村でございます。通告に従い質問をいたします。

長野県は、北アルプスをはじめ、三大山脈に抱かれた日本を代表する山岳県であります。その壮大な景色は、登山者に深い感動を与え、国内外から多くの登山者を迎えております。

しかし、一方で、登山者の増加、気象の急変などを背景に、山岳遭難件数は依然として高い水準にあり、大きな課題となっております。現在、県内に13の地区山岳遭難防止対策協会が設けられ、パトロールや登山相談所の開設、情報提供や啓発活動など地道な努力が続けられております。また、山は、観光資源であると同時に教育の場でもあり、県内各地で行われる学校登山は、次代を担う子供たちを育んでおります。

このように、山岳は私たちにとってかけがえのない宝であります。しかし、その価値を未来に受け継ぐために、幾つかの課題の中で、今回は安全、担い手の視点から県の考えをお伺いいたします。

まず、山の安全であります。年間の遭難件数はいまだに高い水準にあり、長野県登山安全条

例の規定はあるものの、登山者の命を守る体制強化は急務であります。そこで、登山届の未提出が依然として見受けられ、遭難時の初動対応に支障が生じた事例があったと聞いていますが、県として電子登山届の普及促進や提出率向上に向けて今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、登山者への情報発信について、既に信州山のグレーディングや登山相談所の取組がありますが、気象の急変や登山道の状況をリアルタイムで把握できる仕組みを構築することが必要と考えます。登山者への現地の最新情報の発信について、県としてどのように取り組むお考えなのか。以上2点、高橋観光スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、山を支える安全の担い手の存在であります。

山岳遭難救助は、警察、消防、遭難対策協会、長野県山岳遭難防止対策協会常駐隊等に大きく依存し、現場の負担が非常に大きくなっています。遭難救助には県警や県防災ヘリコプターが出動しておりますが、その運用には巨額の公費が投じられております。

県警ヘリの出動は、令和6年の出動件数で、105件、106人に上っております。また、県の防災ヘリが山岳遭難に出動した件数は、令和6年1月から8月は31件、35人に上っております。しかし、登山者自身の費用負担は原則なく、結果として県民全体の税負担に依存しております。今年の防災ヘリの出動は、昨年同時期で58件、63人と倍増しており、今後も出動件数の増加が見込まれる中、遭難者に負担を求める必要ではないでしょうか。県防災ヘリの費用負担を求ることについて渡邊危機管理部長の見解をお伺いいたします。

次に、山岳遭難防止常駐隊についてお伺いします。

常駐隊は現場に身を置き、相談活動やパトロールを通じて遭難を未然に防ぐ最前線の存在です。常駐隊の隊員は、自己犠牲をいとわず、山と登山者の安全を守る使命感を持って活動しており、観光と安全の両立を支える不可欠な存在であります。

そこで、遭難対策を担われている県警にお聞きします。常駐隊は県警にとってどんな存在でしょうか。阿部県警本部長にお伺いいたします。

次に、常駐隊員の活動に要する費用や装備、隊の運営に関して必要な改善策を速やかに講じる必要があると考えます。隊員が活動のために山小屋に宿泊した場合に山小屋に支払う費用は、最近の宿泊料金の動向を踏まえた見直しが必要と考えますが、高橋部長にお伺いいたします。

さて、登山は観光でしょうか。登山をどう考えるかで県の政策や支援の方向性が大きく変わっています。

登山は、観光資源として、宿泊、飲食、交通など地域経済に大きな効果をもたらします。一方で、登山は、学校登山における青少年の健全育成、体力づくりなど多面的な価値を有しております。加えて、噴火対策や遭難対策、救助費用、自然環境の保全といった課題も存在し、単

なる観光振興の枠組みだけでは対応できません。

そこで、お伺いします。県は、登山を観光として扱うのか。観光、教育、スポーツ、安全対策を横断する総合的な政策分野として位置づけ、新しい体系として取り扱う必要がありませんか。観光振興と安全、環境保全をいかに一体的に推進していくのか、阿部知事の見解をお聞かせください。

[観光スポーツ部長高橋寿明君登壇]

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には山岳遭難防止対策について3点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、登山計画書の提出率向上に向けた取組についてのお尋ねであります。

令和7年の山岳遭難の発生件数は、300件を超える過去最多のペースで推移しているところであります。迅速な救助活動を行うためには、登山計画書の提出が大変重要なものと考えております。

県では、平成27年に制定した登山安全条例において、全国で初めて届出を義務化するなど、先進的に取り組んでまいりました。特に、オンラインによる届出件数は、条例施行直後の平成29年度は年間約4万件だったものの、昨年度は約7倍の約28万件にまで増加して、届出件数全体の76.1%を占めるまでになっております。

県としては、近年の遭難件数の増加も踏まえまして、遭難者の約4割を占める首都圏の登山者に向け、銀座NAGANOでのセミナーや大手登山用品店が主催するイベントで発信を行うほか、登山アプリ運営会社と協力し、登山口においてオンラインによる登山計画書の提出を呼びかけたり、スキー場や大使館等の協力の下、バックカントリーに訪れるインバウンド旅行者に向けてSNS等を活用した注意喚起を行うなど、啓発の強化にも積極的に取り組んでおります。

今後は、環境省等が先月から上高地で試行しておりますゲートでの登山準備等の入山前の確認などの新たな取組も踏まえて、現在約7割にとどまっている登山計画書の届出率のさらなる向上に向け、山小屋や関係機関・事業者とも連携して取り組んでまいります。

次に、登山情報の発信に関する県の取組についてのお尋ねであります。

登山者が、変化の激しい山岳の気象予報や登山道の状況などリスクに関わる情報をリアルタイムに入手することは、山岳遭難を防止する観点から大変重要なことと認識しております。登山に関する情報につきましては、現在も、遭難救助の事例を踏まえた注意喚起を公式Xで発信しておりますし、山小屋においても、情報提供に加えまして、ホームページやライブカメラ等を活用し、気象情報や登山道の状況を現場から発信しております。

さらに、登山アプリ運営会社等においても、登山道通行時の注意点や山岳専門の気象情報の配信などリアルタイムに登山情報を提供するなど、様々な主体媒体より情報発信が行われているところあります。

また、県においても、登山道の状況や遭難の発生状況、季節ごとの留意事項など安全登山に関する情報を集約し、ホームページで発信するとともに、山小屋や県内外の登山用品店、登山地図アプリを通じて登山者に定期的な情報提供も行っております。

今後も、県や県警、山小屋等が発信するタイムリーな情報をホームページ等に集約し、分かりやすく発信するなど、民間事業者等とも連携して登山者に必要な情報をより多くの皆様に届けられるよう工夫しながら取組を進めてまいります。

最後に、山岳遭難防止常駐隊の活動に要する宿泊料金等の見直しについてのお尋ねであります。

登山道でのパトロールや啓発など山小屋を拠点に活動している常駐隊の宿泊につきましては、山小屋の皆様に公的な活動としての御理解をいただき、一般的な価格よりも安価な料金で利用させていただいているところであります。

しかしながら、議員からも御指摘いただいたように、山小屋の皆様から、コロナ禍を経て、宿泊定員を減らしたことや、土産代をはじめとする近年の物価高騰の影響により宿泊費等の見直しを求める声を多くいただきしております。来年度に向けて物価高騰などを反映した見直しについて検討してまいります。

加えて、山岳遭難が増加する中で、遭難の防止の現場を支える常駐隊がより円滑に活動できるように、常駐隊の活動に必要な装備や活動経費の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私には消防防災ヘリによる山岳遭難救助における費用負担について御質問をいただきました。

地上から遭難者への接触が困難な遭難救助におきましては、ヘリコプターによる救助が中核を担っておりますが、現在、県消防防災ヘリコプターによる救助は、消防による救急車の活動と同様に、遭難者に費用負担を求めておりません。

一方、全国的には、消防防災ヘリコプターの救助費用負担について、埼玉県においては、指定した山域の救助に対し5分8,000円の手数料を徴収しているほか、閉山中の富士山における救助費用について、山梨県及び静岡県において検討が行われていると承知しております。

本県は、全国有数の山岳県ですが、この夏の山岳遭難件数は全国最多かつ過去最多を記録し

ております。山岳遭難救助の費用の負担の在り方は本県においても直面する課題であると認識しております。費用負担を求めるのか、求めないのか、また、求めるとした場合、その目的や対象となる山域、対象とする救助者の範囲など多くの整理すべき事項があることから、関係者からの意見もお聞きしながら今後しっかりと研究してまいりたいと考えております。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 山岳遭難防止常駐隊は県警にとってどのような存在なのかとの御質問をいただきました。

長野県山岳遭難防止常駐隊は、長野県山岳遭難防止対策協会が設置する民間人により構成される組織で、山岳遭難が多発する夏から秋にかけて、北アルプスにおいて山小屋等を拠点に常駐し、パトロールを通じた登山者の安全確保のほか、山岳遭難発生時には、県警察との連携の下、救助活動にも従事していただいているところであります。県警察にとって非常に心強い存在であり、その必要性は十分に認識しているところであります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には観光振興と安全対策、環境保全等の取組を一体的に進めていくべきと考えるがどうかという御質問をいただきました。

登山に関する組織体制につきましては、登山がレジャーとして一般的になったことから、平成26年度に安全登山の啓発や山岳遭難防止対策の業務について、それまで所管しておりました教育委員会から、本県への来訪者に対して多くの発信手段を持つ観光部に移管して、観光政策と一元的に展開する形にいたしました。

平成27年に制定した登山安全条例の下で、観光スポーツ部が中心となって、捜索・救助を担う警察本部、火山防災等を担う危機管理部、登山道など山岳環境の維持を担う環境部などと連携して登山に関する施策を総合的に推進してきているところでございます。

ただ、今御指摘がありましたように、近年、装備が十分ではない登山者や、体力、技術が伴わない登山者の増加を背景にして山岳遭難が過去最高を更新するなど、登山安全条例を制定した当時と比べると、大分登山を取り巻く環境、そして関係者の意識が変わってきているのではないかというふうに思っております。

こうした状況を踏まえて、必要な規制の在り方、推進するための体制の在り方など、山岳関係政策の在り方について、市町村、山小屋など関係の皆様方の考え方をお伺いしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。登山もそうです

けれども、バックカントリーなどのスキーも、遭難すれば命懸けで救助をするわけです。そういう意味も含めて、費用負担を求めていくべきではないかと思いますので、御検討をよろしくお願ひいたします。

続きまして、緊急銃猟制度についてお伺いいたします。

このところ連日のように熊による被害が大きく報じられ、特に、市街地において熊の被害が増加しております。私の地元大町市でも、今年6月に男性2人が熊に襲われ、1人が死亡するという痛ましい事故が発生しております。

この9月から、人の生活圏に熊が出没した場合、市町村の判断で実施することができる緊急銃猟制度が始まりました。制度上は迅速な対応が期待できるようになりましたが、体制整備の遅れなど様々な課題が指摘されています。今回の補正予算で、総合的かつ抜本的にツキノワグマ対策を進めるとのことですので、期待を申し上げたいと思います。

そこで、お伺いします。まず、この制度に対する県としての取組と課題をどのように捉えているのか、お聞きします。

次に、この制度を有効に機能させるためには、市町村が猟友会などと緊密に連携し、適切な判断を下すための専門的な知識や体制が必要となりますが、猟友会員の高齢化や必要な人材の確保が困難な市町村も多く、現実的には市町村の負担は非常に大きいものと想定できます。

特に、中山間地域を持つ中小規模の自治体は、専門的な職員がいない状況です。緊急銃猟だけでなく、錯誤捕獲への迅速な対応も求められる中で、例えば、野生鳥獣の生態に詳しい専門人材や麻酔技術者などを県が雇用し、各振興局に配置して市町村を支援することなどはできないでしょうか。この2点、根橋林務部長にお伺いいたします。

緊急銃猟だけでは熊被害の抜本的な解決にはなりません。例えば、捕獲の扱い手確保や耕作放棄地の増加による緩衝地帯の減少の解消など、総合的な野生動物の管理施策がより重要と思います。人の生活圏に出没した際の対応や熊類の生態や現場の状況、背景など、市町村への対応について国や都道府県による理解と支援がより重要となります。

知事は、全国知事会長に就任され、9月5日の知事会見で、私にとっての現場はまさに長野県とおっしゃっております。現在の長野県の現状を踏まえ、国に対してどのような支援を要請していくのか、阿部知事にお伺いいたします。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 私には熊対策につきまして2問御質問を頂戴しております。

まず、緊急銃猟制度に係る県の取組と課題認識についてでございます。

県では、ツキノワグマによる人身被害の防止に向けまして、8月に新たにツキノワグマ対策のあり方協議会を設置いたしまして、市町村が緊急銃猟制度を安全かつ的確に運用できるよう、

実施手順や準備事項などを体系的に整理した独自の対応マニュアルの策定を進めております。また、今般、緊急銃猟を想定いたしました出没訓練の実施や問題個体の捕獲に必要な経費への支援など、現場対応を財政面から支える補正予算案を提案させていただいたところでございます。

緊急銃猟制度は、人身被害の防止に向けました重要な手段だと考えておりますが、制度の実効性を高めるためには市町村の体制整備が不可欠でございます。現場では、専門人材の確保や訓練の継続、また、住民への情報提供など運用面での課題も多く、制度の円滑な運用には多面的な支援が求められます。県といたしましては、市町村が安心して制度を運用できるよう、引き続き関係者間の調整と支援の強化に努めてまいります。

続きまして、鳥獣対策の専門人材の確保育成についてでございます。

中小規模の自治体では、専門人材の不足や体制整備の遅れが今後の熊対策を進める上で大きな課題でございまして、また、捕獲を担います市町村鳥獣被害対策実施隊も高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が急務でございます。県では、担い手の裾野を広げるため、ハンターデビュー講座を開催するとともに、現場対応力の向上を目的といたしまして麻醉従事者講習を実施するなど、専門人材の育成に取り組んでいるところでございます。

また、先ほど申し上げましたあり方協議会では、広域連携の仕組みや、議員御指摘の自治体における専門人材の雇用の在り方など、持続的な体制づくりについて議論を深めているところでございます。

鳥獣対策の担い手確保と育成は最重要課題でございます。今後も、多様な方策を検討いたしまして、ツキノワグマ対策を抜本的に強化するとともに、市町村を積極的に支援してまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には野生動物の管理施策に係る国への支援要請について御質問いただきました。

昨今のように、県民の皆様方の日常の生活圏の中に熊が出没しているという事態は、極めて深刻なものだというふうに受け止めております。新たに整備された緊急銃猟制度は、突発的な事案への対応を可能とする仕組みではありますが、それだけでは日常的な出没防止や地域全体での安全確保といった総合的な対策にはつながらないというふうに考えております。

本県では、今定例会におきまして、捕獲体制の強化や被害防止対策を柱とする総合的かつ抜本的な熊対策に係る予算を計上させていただき、県として全力で取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、一方、現場で対応される市町村、あるいは猟友会をはじめとする関係

の皆様方の御負担は大変大きいものがあるというふうに思っております。

限られた人員や財源で持続可能な形で対応していくことには限界があるのではないかというふうに思います。県としてもしっかりバックアップをしていかなければいけないというふうに思います。

加えて、国に対しては、まず現場の実態を踏まえた柔軟な制度の見直しを行ってもらいたいと思いますし、十分な財政的な支援、さらには捕獲従事者の育成確保に向けた支援の充実、捕獲活動の必要性を国民の皆様方に正しく理解してもらうための広報、日常生活圏に熊に入られる我々長野県と、なかなか熊と出会う機会がない方々の意識のギャップはかなり大きいのではないかというふうに思いますので、本当に生命に不安を感じている方たちがいらっしゃるということを国全体にしっかり広報してもらうということもやはり必要だと思います。

こうしたことから、広域的かつ科学的な観点から、総合的な対策を責任を持って迅速に進めていただくよう求めていきたいと考えております。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）今、知事より全力で取り組むという決意を聞かせていただきました。県民の生命を守るという一番大事な我々の使命だというふうに思っております。今後の展開に期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（依田明善君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出、自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

「焼き肉の街で俺は生まれた」、そのように記載された多くののぼり旗がはためく中、今年も7月19日、20日に焼来肉ロックフェスが開催されました。G L I M S P A N K Yをはじめ36組のアーティストやパフォーマーがステージを盛り上げ、南信州牛、カシラ、マトン、黒モツ等の手ぶら焼肉とのコラボで、全国より総勢6,000人が来場しました。

このように飯田焼き肉文化が盛り上がる中、松本市の食肉処理施設の移転をめぐり、JA県グループは、7月25日に県庁で阿部知事と懇談し、朝日村を候補地とした移転新設を断念することを伝えました。資材価格の高騰で建設費が約1.5倍に増えたこと、朝日村の周辺住民の理解が得られなかつたことを理由にしております。新たな流通体制として、中野市の食肉センターや他県の施設による食肉処理、佐久地域の施設での食肉のカット処理を代替案として提示しております。

中野市の施設では、排水処理施設の整備により処理能力が上がったとしても、残念ながら処理能力には限度があり、代替出荷先として検討されている群馬県や神奈川県まで長距離の輸送が想定されます。これでは、大幅に輸送コストがアップすることに加え、鮮度が必要である豚肉やホルモンは大きく味が落ちてしまいます。県として輸送コストへの補助金支給だけでは解決できない課題です。

また、どうか思い出していただきたいのですが、2004年3月に、県農協グループは、土地返還期限の延長を求める8万8,703名もの署名を松本市に提出しており、どうしても長野県にとって必要な施設であることを理解していただきたいと思います。

このような状況下、長野県は今後どのように取り組むべきか。例えば、隣県との協業、また、鮮度が必要となる豚に限定した県内の新たな施設の建設、さらには、JAのみならず民間企業を含めた新たなコンソーシアムを設立した上での新設を検討する等、様々な可能性が考えられます、阿部知事の所見を伺います。

また、阿部知事におかれましては、2023年に当時の宮下一郎農林水産大臣に訴えていただいだように、処理頭数条件を満たさない小規模施設であっても、過疎地域等を支える重要施設は、強い農業づくり総合支援交付金において、知事認定に基づき、離島同様に処理頭数条件を適用除外とすること、また、物価高騰を受け、補助額を20億円よりも大幅に増額すべきことを引き続き強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、阿部知事の所見を伺います。

次に、リニア中央新幹線について質問いたします。

知事南信州執務週間は、昨年12月に続き2回目の取組ですが、阿部知事におかれましては、今回初めて町村役場職員と意見交換をされました。また、阿智村の満蒙開拓平和記念館を訪問され、さらに、長野県商工会青年部とも対話されました。

さて、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会では、上郷地域まちづくり委員会の北原会長よりお話をあり、地元の思いをしっかりと聞いていただきました。阿部知事は、土地を譲っていただいた地権者や地元住民の皆さん、思い描いていた状況とは違う状況に落胆している様子を十分理解した。さらにJR東海に対し地域の思いをしっかりと伝えたいと、最終日の囲み取材でコメントされました。

また、検討を進める県リニア整備推進局の現地移転は、現地に職員を置くことで、物の見え方、考え方方が変わる。必要な体制や機能などを地域と話し合い、具体的な方向性を明確にしていきたい。また、移転時期は早くていけないと発言されました。

一方、飯田市としては、2028年度に一部供用を開始するリニア駅前広場の具体的な活用を考えるため、約2年半後の駅前広場のオープンに向けプラットフォームでの会議を重ねており、

私も地元経営者として参加しております。長野県としては、長野県リニア駅近郊グランドデザイン策定業務を進めており、また、今月、「リニアを核とした多極分散型国家のモデル」検討ワーキングチームを新たに設立し、多極分散型国家の実現に向けて検討を開始しております。多極分散型のモデル都市を実現すべく、リニア整備推進局の移転も念頭に、飯田市が進めるリニア駅前広場を含め、今後のリニア事業についてどのように取り組んでいくのか。以上、阿部知事の所見を伺います。

次に、小1プロブレムについて質問いたします。

毎年5月、6月は幼保小連絡会が県内各地で開催され、それぞれの保育園、認定こども園、幼稚園の職員は、卒園したばかりの小学校1年生の授業を見学しております。私自身も8校の地元小学校を訪問させていただきました。

新1年生は、卒園した保育園の職員が大勢来ていることに興奮しながら、算数や国語の授業で積極的に挙手し、発言したり、クラスメートと話合いを重ねたりと、入学して短期間ではありますが、成長がかいま見え、うれしく思います。当然ながら、発言を渋ったり回答に困ってしまう子供や、恥ずかしいためかクラスメートとの話合いが苦手な子供、午後の授業に慣れないと児童は睡魔が襲ってきたりと、新1年生らしい一面を見せる児童もいました。

さて、度々地元の保育園の園長会等でほかの園長たちから指摘されるのが、幼保小の連携についてです。長野県では、2015年より信州型自然保育認定制度をスタートし、自然豊かな長野県の環境を最大限生かすことを大切に考えております。一方で、豊かな自然をフィールドに活動していた子供たちが、小学校に入学した途端、毎日長時間椅子に座り、授業を受け続けることに大きなギャップが起きてしまうことは容易に想像できると思います。

当然ながら、多くの保育園は、自然保育のみならず、歌、ダンス、劇遊び、運動会等、集団保育とバランスを取りながら進めていることも理解しております。自然保育を推進することは非常に正しいことだと思いますが、小学校側の受入れ態勢を整えなければ、残念ながら、自然保育に慣れ親しんだ児童は小学校で大きな違和感を覚え、不登校につながる可能性があります。

また、教員不足が叫ばれる今日において、非常に難しいことは重々承知しておりますが、保育園で加配職員が配置されていた卒園児が、小学校の規模により配置基準を満たさず、加配の教員を十分配置できない事態が起きています。小さいときにこそできる限り十分な発達支援が行われることが必要であり、それが将来の成長に大きくつながります。せめて、小学校1年生のときには、小規模校であっても必要な児童に加配の教員を配置できるよう強く要望いたします。

それでは、武田教育長に伺います。

長野県が進める園・小接続カリキュラムは、信州やまほいくとのバランスを取りながら、小

学校低学年のカリキュラムを見直し、よりよくしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、教員不足の中、非常に難しいことは重々承知しておりますが、小学校低学年の加配教員の配置基準の緩和と増員の可能性について伺います。

次に、県産材の利用促進について伺います。

長野県は、本年3月より、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例を施行いたしました。2025年度から、木造・木質化支援事業の補助金の上限を従来の500万円から6倍の3,000万円に引き上げ、申請期間は11月28日まで、予算額の約6,000万円に達した時点で受付を終了することになっております。床面積が300平方メートル以上で補助金は最大3,000万円、300平方メートル未満の施設への補助金は上限500万円、建物の内装に木材を利用する木質化の支援金は上限200万円に据え置いております。いずれも、使用木材の8割以上を県産とするのが条件で、電気設備工事などを除いた木工事費用の半分まで補助することになっております。

木造・木質化支援事業は2023年度から始まり、これまでに11件の実績がありますが、美容院など比較的小規模の施設での利用が中心でした。この支援事業については、ほかの補助金制度を活用する場合、補助対象を切り分けない限り併用することは不可能です。例えば、学校や図書館では文部科学省、保育園や児童養護施設、児童クラブ、フリースクール、病児保育施設等はこども家庭庁等の補助金を活用している場合、対象外となります。御承知のとおり、建設費の高騰により、子供の居場所となる施設は、新設や建て替えの際、県産材を使用しているにもかかわらず、残念ではございますが、縮小せざるを得ません。さらに、この支援事業は、あくまで建物に対してであり、県産材を使用した机、椅子、本棚、おもちゃ等の備品を単独で導入する場合、補助対象にはなりません。

以上より、子供や児童の施設で、この支援事業はなかなか活用されません。信州の将来を担う子供たちにこそ県産材のすばらしさを理解してもらうことが最も大切であると考えます。当然ながら、元気づくり支援金では、条件や用途は限られております。子供たちの視点に立った施設整備を進めるために、この支援事業のさらなる金額増加、条件緩和をぜひとも検討してはいかがでしょうか。根橋林務部長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

本年8月、松川町、長野県、県ラグビーフットボール協会が連携し、2028年の信州やまなみ国スポに向けて、松川町を拠点とする県内初の女子ラグビーチームの設立を目指しているとの報道がありました。松川町は、チーム設立を契機に、スポーツを通じた地域活性化、若者・女性の定住を図る狙いで、選手やスタッフにはスポーツ指導や地域の発信、子供たちとの交流などに取り組んでもらい、選手の引退後の定住なども念頭に置いております。チームのスタッフやコーチ、マネジャーは松川町に移住し、町が地域おこし協力隊として雇用し、まちづくりに

も参画します。総務省が派遣する地域力創造アドバイザーも活用します。

なお、県ラグビーフットボール協会は、会長は佐々木県議、理事は山田県議、私もラグビー経験者として副会長に名を連ねており、力強く取り組んでまいりることをここに宣言いたします。

女子7人制ラグビーが国スポに採用されてから、残念ながら長野県は、北信越国スポにおいて、新潟県、石川県の牙城を打ち破ることができず、国スポに出場した実績はございません。本県での開催時には全ての競技が出場可能であると聞いておりますが、地元ラグビーファンとしては、本県開催前の2026年、2027年にぜひとも自力で出場を勝ち取ってほしいという強い思いがあります。

また、本議会の知事提案説明において、先般の北信越国スポでの厳しい結果を受け、戦略的・重点的に競技力向上対策に取り組むとの説明がありました。信州やまなみ国スポに向けた女子ラグビーチームの設立の取組は、県ラグビーフットボール協会と松川町、長野県の三者が連携した女子ラグビーのレベルアップに資する強化対策の一環として、また、スポーツを通じた地域活性化にもつながる好事例と考えます。

そこで、長野県として、女子ラグビーチーム設立のような市町村と連携した強化策も含め、今後県全体の競技力向上対策をどのように進めていくのか、北島国スポ・全障スポ大会局長の所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、食肉施設に関しての今後の方向性という御質問でございます。

提案説明でも申し上げたように、今回、松本市に所在する食肉施設について、事業主体の長野県食肉公社とJA全農長野が慎重に検討された結果、移転新設を断念され、今後は代替策の検討を進めていくという形になっているところでございます。

一方、県内畜産業に関わる方々にとって、この問題は極めて重要で切実な課題だというふうに受け止めております。

食肉公社が行った経営シミュレーションにおきましては、行政が施設建設費の全額を支援するという形になったとしても、持続可能な健全経営を行うことは困難だという試算が示されていますし、県といたしましても、新たな施設の設置については、食肉施設が取り扱うことを想定している処理頭数ではなかなか困難だというふうに判断したところでございます。施設の規模の在り方等についても、例えば、小規模な施設にすれば処理頭数に比例してコストが下がるかというと、機械の規格は変わらない、あるいは衛生面から作業人員を削減することも難しいといったようなことがあって、大幅な事業費の削減をすることもなかなか困難だというふうに考えております。

今後の対策、取組につきましては、まずはしっかりと生産者を含めた関係者の皆様方の御意見をお伺いして方針を決めていきたいというふうに考えておりますが、これまでのこうした検討を踏まえますと、輸送コストの増嵩分の支援も含めて、まずは松本市の施設閉鎖の影響を緩和するための取組についてしっかりと早期に打ち出すということが必要だというふうに思っております。加えて、規模拡大や生産性向上に資する生産基盤の強化、消費拡大、ブランド価値の向上、こうしたことを通じて、生産者を含めた畜産関係の皆様方の取組の後押しをしていきたいというふうに考えております。

続いて、国庫補助事業の要件緩和についてでございます。

御質問で引用していただきましたように、これまでも、この松本食肉施設の移転新設ということを念頭に置きながら、国庫補助事業の活用のため、処理頭数要件緩和等について国に要望を行ってきたところでございます。

今回、この松本食肉施設の移転新設は一度断念されるという形になったわけであります。移転新設を行わないことにはなりましたが、これから今後の在り方を検討する中で、課題を精査させていただき、必要な事項については国に対ししっかりと改善、対応を求めていきたいと考えております。

それから、リニア開業に向けての取組という御質問でございます。

南信州地域をはじめ、このリニア開業の効果を最大限生かせるようにしていくということが我々県としての大きな役割だというふうに考えております。これまでも、リニアバレー構想を進めるための基本方針に基づく様々な施策に取り組んできたところでありますが、当面次の3点について具体的な検討を行っていきたいというふうに思っております。

まず第1でございますが、御質問にもありましたように、現在飯田市では、駅前広場や高架化空間の活用策の具体化を進めようということで、飯田・リニア駅前広場プラットフォームやリニア駅前広場活用検討会議で検討が行われております。我々長野県としても、これは長野県における南の玄関口だというふうに考えておりますので、そうした観点で地元の皆様方と一緒にになってその在り方を検討していきたいと考えております。

そして、第2に、多極分散型国家モデルとしての地域を実現するための取組を進めていきたいと考えております。去る9月19日に長野県リニア中央新幹線地域振興推進本部会議を開催いたしました。そこにおきまして、「リニアを核とした多極分散型国家のモデル」検討ワーキングチームを立ち上げたところでございます。今後、実証都市圏域の形成に必要な取組を市町村と連携して進めてまいりたいと考えております。

そして、第3には、こうしたことを生かすための広域二次交通の具体化を図ってまいります。リニア駅アクセス検討会議の場において、運行範囲の明確化や自動運転の可能性などについて、

リニアの開業が大分先に行ってしまう見通しでありますので、開業前から段階的に運行できるようにすることも視野に入れながら検討を行っていきたいと考えております。

なお、こうした取組の方針が具体化した段階で、その方針を具体化していくために、リニア整備推進局も含めて、南信州地域における県として必要な体制の在り方を考えて具体化していくたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 小1プロブレムについて2点御質問をいただきました。

まず、小学校低学年のカリキュラムをよりよくしていくことについてでございます。

保育園・幼稚園から小学校低学年の年代の子供は、遊ぶことと学ぶことを切り離すことができず、信州やまほいくで十分遊び込んだ子供は、学ぶことの楽しさも獲得していくものと考えております。

子供の健全な成長を考えたときに、信州やまほいくの取組が小学校に接続していくことは意味のあることと考えております。しかしながら、小学校において、学びは教室で行われるものであるという意識が依然として強く、野外等での貴重な体験を学びと結びつけることがあまり進んでいないということも事実でございます。今後、園・小の接続の観点から、小学校低学年の柔軟な教育課程の在り方についての研究を進め、子供が子供らしく学ぶことができるよう取組を進めてまいります。

続きまして、小学校低学年への教員の配置基準の緩和と増員の可能性についてでございます。

現在、小学校1、2年生において、生活習慣の確立と基礎学力の定着を目的に、平均児童数が30人を超える学級数に応じて1名から3名の非常勤の支援教員を加配しており、その数は、全県で87校、109人となっております。

加配教員が一人一人に合わせた支援を行うことで、保護者からは安心感を持って学校生活を送ることができているという声が寄せられている一方で、集団としての質を高めることと個別的支援のバランスの在り方という課題もございます。

こうした状況を踏まえて、今後は、学級数に応じた平準的な加配ではなく、計画的かつ主体的に取り組む学校に対して加配を行うなど、小学校低学年への配置も含め、課題等の根本解決に向けた教員配置の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 木造・木質化支援事業の条件緩和等についての御質問でございます。

子供たちが幼少期から県産材に触れ、身近に感じられる空間づくりは、森林や木材への親し

みと理解を育み、豊かな心を育てるとともに、将来の県産材利用につながる重要な取組であると認識しております。

県では、令和5年度から木造・木質化支援事業を現行の仕組みで実施しておりますけれども、これまでの2年間でこの事業を活用した施設は11か所ございまして、そのうち子供たちが利用いたします保育所等3か所で木質化を支援させていただいたところでございます。

この事業につきましては、今年度から、多くの県民の皆様が利用する商業施設等につきまして補助上限額の拡充を図ったところでございますが、来年度に向けて、事業の実施状況、また補助事業者の御意見等を踏まえまして、子供たちが利用する施設を含め、より多くの施設で活用が進むよう、さらなる事業の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長北島隆英君登壇]

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（北島隆英君） 私には市町村と連携した強化策を含めた競技力向上対策について御質問をいただきました。

議員から御紹介のありました松川町との取組は、前回のやまびこ国体において、相撲競技やフェンシング競技などが開催を契機に地域に根づき、まさにレガシーとして大会終了後も受け継がれているように、信州やまなみ国スポ・全障スポの開催を通して、競技力の向上だけでなく、県としても、おらが町のおらがスポーツとしてスポーツを通じた地域の活性化などにつなげることを目指したものであります。

このような考え方の下、市町村と連携した競技力向上対策として、ジュニア選手発掘・育成のための競技体験会の開催、また、卓球競技で岡谷市役所を強化拠点クラブチームとして指定するなど、一部の競技では市町村と協力して強化策に取り組んでいるところでございます。

今後は、3年後となりました信州やまなみ国スポ開催時に、本県の代表選手や代表チームの候補となる選手の顔が具体的に見えてくる時期になることから、より個別重点的な強化策にも力を入れ、取り組む必要があると考えております。

強化の課題は、競技の種別・種目などにより様々であります。現在開催中の滋賀国スポが終了した時点で競技団体と共に結果分析をしっかりと行い、必要に応じ、市町村とも引き続き連携しながら、それぞれの課題に応じた強化に取り組み、本県選手が持てる力を十分に発揮でき、勝ち切る力につけるなど、さらなる競技力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

[9番早川大地君登壇]

○9番（早川大地君） 全ての執行部の方より御答弁いただきました。

松本食肉加工処理施設の問題は、長野県全体の問題であり、あらゆる可能性を模索し、飯田

焼き肉文化を含め、信州の食肉文化を次世代につなげられるよう、絶大なる支援を引き続き強く要請いたします。

阿部知事におかれましては、来週、三遠南信サミット2025 in 南信州で飯田市を訪問される際、黒モツをはじめ飯田焼き肉をしっかり堪能していただき、お肉の背景にある畜産農家、卸・流通業者、焼き肉屋、そして焼き肉文化を愛する県民一人一人の思いを酌み取っていただきたいと思います。

リニア中央新幹線においては、ぜひとも全国に誇れるような取組、さらには多極分散型国家の実現に向けた軸となるような取組を今後も大いに期待したいと思います。

幼保小の連携の深化に加え、県産材の利用促進が子供たちの未来につながるような取組強化を今後も強く要望いたします。

また、先日、わたS H I G A 輝く国スポ2025の開会式をほかの県会議員と共に見学させていただきましたが、ぜひとも、信州やまなみ国スポ・全障スポも、選手の強化対策を含め、全県を挙げての大きな盛り上がりを期待しております。

信州のさらなる発展を願い、私の一般質問を終了いたします。

○議長（依田明善君） 次に、川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君） ユースセンターの設置促進について伺います。

少子化が進む中にあって、地域の未来を担う若者が安心して成長し、自らの可能性を伸ばしていく環境を整えることは、市町村にとって重要な課題です。公明党長野県議団では、昨年9月定例会一般質問で、勝山議員から若者・単身者向けの居場所の推進を強く要望し、こども若者局長からは、若者の居場所については市町村と連携しながら地域ごとのユースセンターの設置を促進したいとの答弁がありました。

本年度、県では、信州未来共創戦略に基づき、地域ごとのユースセンターの設置を促進するとともに、元気づくり支援金の重点枠としてユースセンターの設置や活動に資する事業が盛り込まれました。

ユースセンターとは、主に中高生をはじめとする若者の、家庭や学校とは異なる第三の居場所であります。ここでは、安心して自由に過ごせるほか、ユースワーカーとの関わりを通じて相談ができたり、地域の多様な人々と交流したり、若者が主体となって「好き」や「やってみたいこと」に挑戦することを支援します。県内では、須坂市のコトコトや茅野市のCHUKO らんどチノチノ等が運営されており、中高生たちが自ら考え、地域住民の応援の下、施設の運営やイベントを開催するなど、注目を集めています。

公明党県議団では、先月、富士見町のユースセンターまるいちとN P O 法人カタリバが運営

している東京都の文京区青少年プラザb-1 a bを訪問し、ユースセンターの設置及び運営に関する調査を行いました。規模の違いはありますが、ユースセンターでは、中高生が自由に過ごし、勉強やゲーム、楽器演奏、ダンスやD I Y、料理を作るなど、やりたいことに挑戦できる新たな地域の拠点となることが期待されます。

ユースセンターの設置においては、若者が主体的に企画・運営に参画し、若者に自分たちの居場所として認知され、利用が促進されることが重要であります。そこで、ユースセンターの設置に当たっては、中高生など若者へのアンケートやヒアリングを行い、ニーズを把握するとともに、若者主体の運営委員会やユーススタッフ制度を導入するなど事前の協議が重要であり、県はN P O等と連携しながら市町村等にアドバイスを行うことが重要であると考えるが、いかがか。伺います。

ユースセンターを設置運営する上で、若者支援を担う専門人材であるユースワーカーが不可欠です。しかし、ユースワーカーについては、まだ認知度が低く、市町村内で人材の確保や育成を行うことは困難であると考えます。また、他県では、地域おこし協力隊制度を活用してユースワーカーの確保に取り組んでいる事例もあります。そこで、県主催のユースワーカー研修の開催や、情報交換のための交流機会の創出を含め、ユースワーカーの確保育成についてどう取り組んでいくのか、伺います。

全国でユースワーカーの設置や運営に取り組むN P O法人力カタリバでは、子供や若者にとっての「ナナメの関係」の重要性を提唱しています。子供や若者にとって、「タテの関係」は親や教師、「ヨコの関係」は同世代の友人であり、「ナナメの関係」は自分より年上の利害関係のない第三者との関わりです。

この「ナナメの関係」がユースセンターでは重要であり、主な特徴として三つあります。

一つは、本音で話せる関係で、利害関係がないため、家族や先生には言いにくいことについても安心して本音で対話ができる。二つは、新しい視点や可能性で、少し年上の先輩の経験談を聞くことで自分の未来を肯定的に捉え直し、新たな気づきを得るきっかけになる。三つは、多様な大人との接点で、ふだん出会うことのない外部の大人と接することで、子供は視野を広げ、多様な価値観に触れることができます。

そこで、ユースセンターの設置について、地域住民の理解と協力が重要と考えますが、事前に情報共有が十分でない場合、若者だけの施設と誤解され、地域住民の理解が得られない可能性があります。そこで、地域の未来を担う子供たちが大人と交流することで、地域の大人からも理解され、地域振興などにも資する拠点としていくべきであると考えるが、いかがか。以上3点についてこども若者局長に伺います。

ここまで、ユースセンターの設置促進について伺ってまいりましたが、信州未来共創戦略に

おいて、「若者の社会参画を促進しよう」との項目の2050年にありたい姿として、「若者が、自らの人生と社会について主体的に意思決定を行い、主導的な立場で活躍している若者が多数存在している」こととしていますが、若者の社会参画の促進について長野県として今後どのように取り組むのか、知事に伺います。

次に、トイレ防災対策について伺います。

災害時、命と健康、そして尊厳を守るため、トイレの確保は最優先の課題です。公明党県議団では、先月、東京都庁を訪問し、東京トイレ防災マスタープランについて調査を行いました。このプランは、東京都が、首都直下地震などの大規模災害を想定し、災害時にもトイレ環境を途切れさせないことを目指したトイレ対策の基本方針を示す計画で、今年3月に策定されました。トイレ機能の停止やトイレ需要の集中が原因で、不衛生な環境、感染症の蔓延、トイレ、食事を控えることでの健康被害、さらには災害関連死や治安悪化などにつながるリスクがあるとしております。

災害用トイレについては、ライフラインが被害を受けた際にも使用可能なトイレを想定し、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、災害対応型常設トイレなどが挙げられております。このプランでは、区・市町村に対して、災害時のトイレ確保・管理計画の策定を求めており、2030年度までに全ての区・市町村でその計画を策定することを到達目標としています。

東京トイレ防災マスタープランでは、災害時のトイレ確保について、自助・共助を促進するため、個人、家庭、企業レベルでも、携帯トイレ、簡易トイレについて3日分を基準とする備蓄を進めるほか、企業には、トイレ運用マニュアルの作成、訓練実施なども求めております。

長野県においても、災害時、県民や企業をはじめ、観光地においては、日本人観光客やインバウンドに対応する上で重要な課題であると考えます。そこで、長野県において、自助・共助の促進として、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄について現状をどのように捉えているのか。また、今後、周知広報をさらに進める必要があると考えるが、いかがか。伺います。

災害時、避難所のトイレの運営と人材確保について、県内の一部の市町村では、避難所運営マニュアルにおいてトイレ設置・管理方法が明記されております。そこで、災害時のトイレの設置、清掃、管理をはじめとした避難所の安定的な運営をどのように行い、対応する人材をどう確保するのか。避難所開設・運営訓練等で実際にトイレの組立て・運用体験等の研修は実施されているのか。県内の現状と課題について伺います。

長野県地震防災対策強化アクションプランでは、全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所T K Bを実施する等、避難生活の質のさらなる改善を図るとしております。そこで、大規模災害が発生したとき、被災された方に快適なトイレ環境を提供するため、

県では、快適トイレや組立て式トイレ、トイレカーやトイレトレーラーの整備を進めていますが、現在の整備状況について伺います。

また、快適トイレは平時は建設工事現場で、トイレカーやトイレトレーラーは観光施設やイベント等で利用されており、災害時に速やかに避難所や被災地に設置や配置するスキームがあると聞いております。配置場所や配備台数をどのように把握し、災害時にどのように対応する予定か。以上3点について危機管理部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、若者が主体的に参画したユースセンターの設置・運営等についてでございます。

若者の第3の居場所であるユースセンターの設置に当たっては、利用を促進する上でも、議員御指摘のとおり、若者自らが構想段階から主体的に関与したり、若者の意見を丁寧に聞いたりするプロセスが必要と認識しております。

県内では、茅野市が設置する先進的なユースセンターCHUKOらんどチノチノにおいて、施設の構想段階から現在に至るまで中高生が企画運営の中心となって関わり、こども運営委員会が組織されるなど、若者の主体性を尊重した居場所として運営され、地域の多くの若者に利用されています。

また、県では、若者の意向把握や機運醸成等のため、昨年11月、「ユースセンターについて学ぼう」をテーマに、若者との意見交換会を開催しました。参加した高校生からは、地域活性化のための活動は楽しい。全国のユースセンターを巡ってみたいなどの声が寄せられており、ユースセンターの普及や拡大の必要性を強く感じさせられています。

今後は、若者の成長や社会参画の拠点となるユースセンターが県内各地で若者が関わる中で設置されるよう、先進的なユースセンター関係者やユースセンター支援に実績のあるNPO法人と連携して、さらなるニーズの把握及び相談支援体制の充実などの検討を進め、市町村等への支援強化に取り組んでまいります。

次に、ユースワーカーの確保育成に向けた取組です。

ユースワーカーの設置を進める上で、ユースセンターに集う若者に寄り添い、若者の主体的な活動を支えながら成長を後押しするユースワーカーの確保育成はとても重要であると認識しております。県では、ユースセンターの設置をより一層促進するため、本年8月に「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」にユースセンターのプロジェクトチームを立ち上げ、ユースセンター設置の理解促進やユースワーカーの確保策等の検討を開始したところであり、参加者からは、ユースワーカー向け研修会の開催についても御提案をいただいております。

また、県内では、今年度地域発元気づくり支援金が採択されたユースセンターでユースワー

カ－養成のための研修会を独自に開催していただいているところであります、県では、こうした取組が県内各地で広がるよう、優良事例として関係者に共有してまいります。今後は、プロジェクトチームでの議論をさらに深め、市町村等と連携して、ユースワーカー希望者等を対象とした研修会の開催や交流機会の拡大などにより、ユースワーカーの確保育成に向けた取組を進めてまいります。

最後に、地域住民の理解と協力を得たユースセンターの設置運営についてでございます。

議員御指摘のとおり、ユースセンターが地域にしっかりと根づき、若者の居場所として機能するためには、地域住民や地域の関係者の深い理解と積極的な協力が不可欠であると認識しております。

須坂市のユースセンターコトコトでは、地元の高校生自らが市内の企業から協賛金を募り、地域の大人の協力も得て古民家を改装し、ユースセンターを造り上げました。現在では、町の通りを歩行者天国にしたイベントの開催など、高校生と地域住民との世代を超えた交流が活発に行われ、地域に親しまれる拠点として定着しつつあります。

こうした事例が示すとおり、ユースセンターでは、若者の居場所であると同時に、若者と地域住民が交流することで、地域に新たなぎわいと活力をもたらす拠点としての役割を担うものと考えております。県では、プロジェクトチームにおいて今後設置を進めるユースセンターの機能や役割等についても検討を進めておりますが、議員からの御意見も踏まえ、若者と地域が共に未来を築く場となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、若者の社会参画に関連して、信州未来共創戦略で掲げている2050年にありたい姿として、「若者が、自らの人生と社会について主体的に意思決定を行い、主導的な立場で活躍している若者が多数存在している」ことを実現するためにどう取り組むのかという御質問でございます。

私は、若い人たちと対話をさせていただく中で、非常に意欲、能力にあふれた若者が長野県には大勢いるというふうに思っていますし、こうした若い人たちと意見交換や対話を重ねるごとに、私自身いろいろな気づきがありますし、パワーをいただけているというふうに強く感じています。一方、こうした若者の意見を反映する、若者が主体的に行動できるような場面が極めて少ないのでないかというふうに考えております。

我々としては、このありたい姿を実現するために、まずは次のようなことを進めていきたいと思っております。

まず一つ目としては、今こども若者局長から御答弁申し上げたように、ユースセンターの設

置を促進すると同時に、活動が活発化するように取り組んでいきたいと考えております。私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議におきましては、本年8月にユースセンタープロジェクトチームを設けて、ユースセンターの関係者と設置の加速化等の検討を始めているところでありますので、こうした取組をしっかりと進めていきたいと思います。

また、信州若者みらい会議や信州みらいフェス、こうした取組、イベントを開催することを通じて、若者自らが関心を持つ政策を検討してもらう。そして、私を含めて県に対して具体的な政策提案を行ってもらう。そうした機会をこれからも継続していきたいというふうに思います。

また、県の意思決定に関連しては、審議会に若い世代をどんどん入れていきたいというふうに思います。県の審議会等の指針を改正させていただき、審議会等にはおおむね30代までの若い世代を原則1名以上登用することといたしております。8月末現在でこうした若い世代が委員になっている審議会等の割合は約3割ということでありまして、年度当初から増加しています。これはもっと増やしていきたいと思っております。

加えて、全国知事会の会長就任の際に表明した地方自治・民主主義のアップデートということで、研究会を設けて検討していきたいと思いますが、できればその中で被選挙権年齢の引下げについても議論のテーマに掲げていきたいというふうに思っております。

こうしたことを通じて、若い人たちの発言の場、行動の場をまずはしっかりとつくっていくことが大変重要だというふうに思っております。今後とも、若い世代をはじめとして、関係の皆様方の御協力もいただきながら、若い人たちが活躍できる、こうした長野県づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[危機管理部長渡邊卓志君登壇]

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私にはトイレ防災対策について3点御質問をいただきました。

まず初めに、災害用トイレの備蓄の現状と周知・広報についてでございますが、災害発生後の最初の72時間において、行政は、初動体制の確立や人命救助、道路啓開等に注力するとともに、3日目を目標に送られてくる国からのプッシュ型支援物資を被災地に届ける体制を整えます。十分な物資が届くまでには時間を要するため、最初の3日間を乗り切るためには、県民一人一人に自宅で備蓄を進めてもらうことが非常に重要なことではありますが、十分な理解が進んでいるとは言えない状況でございます。

民間の世論調査結果によると、災害用の携帯簡易トイレは、食料品等に比べて、備蓄に取り組んでいる県民がまだ少なく、議員御指摘のとおり、災害用トイレの備蓄は一層の呼びかけが必要な水準にあると考えております。今年度は、一人ひとりの防災対策啓発事業として、若年

層に向けたウェブ広告や波及効果の高いインフルエンサーを起用したSNSによる広報のほか、幅広い世代に向けたテレビCMや情報番組による広報を進めております。

過去に様々な災害の経験があっても個々の備えが進まない現状から、県民の皆様に備えを進めもらうためには息の長い呼びかけが必要と考えております。引き続き多くの方に届く広報により、災害用トイレの備蓄など県民一人一人の防災意識向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、避難所の運営に関する人材確保と研修の実施についてでございます。

災害が発生した際、市町村職員は、罹災証明の発行など、行政が行うべき業務に注力するほか、自身も被災者となることから、避難所の安定した運営には避難者が主体的に参画することが有効であると考えられます。一方、発災直後に避難所を開設し、避難者を受け入れながら共同生活を進めるための暮らしのルールづくりや役割分担を行うには、一定のノウハウが必要と考えられます。こうした避難所の運営の中核となる人材確保のため、県におきましては、信州大学と協力した人材育成のモデル構築、自主防災組織の構成員や被災地で支援に当たっている防災士等を対象にした研修会などを進めてきました。

また、昨年度導入いたしました組立て式トイレを県内市町村に貸し出すとともに、災害時だけでなく訓練等に活用するよう依頼しており、既に多くの市町村では、避難訓練などに合わせて実際に住民の方が組立てを体験されています。引き続き市町村や関係団体と協力しながら災害用トイレを含む避難生活の質の改善を進めてまいりたいと考えております。

最後になります。災害用トイレの整備状況や配置場所と災害時の対応についてでございます。

県では、これまで、令和3年度から5年度に、レンタル業者への補助により、使用環境を改善した仮設トイレ、快適トイレと言いますが、これを93基、令和6年度には組立て式トイレ「ドント・コイ」を130基整備してまいりました。今年度は、避難所の環境改善に関する国的新たな交付金を活用いたしまして、トイレカー、トイレトレーラーを導入しようとする民間事業者への補助制度を設け、現在4台の整備が進んでいるところでございます。

県で直接導入した組立て式トイレは、県内各地の市町村等に分散配置しておりますが、発災時には被災市町村でそのまま活用するとともに、全県の配置先から被災地へ運搬することを想定しております。民間事業者への補助により導入した簡易トイレ、トイレカー等は、県と事業者間で使用に関する協定を締結いたしまして、災害時には、県からの要請に基づき、被災地へ運搬する仕組みを構築いたします。

また、国におきましても、発災時にトイレカーなど災害時に有効な車両を速やかに派遣するため、平時からデータベース化する災害対応車両登録制度を本年6月にスタートいたしました。県におきましては、より多くの車両の登録に向け、制度周知を図ってまいりたいと考えております。

ります。

以上です。

[25番川上信彦君登壇]

○25番（川上信彦君） ユースセンターの設置については、中高生の秘密基地との表現がありますが、若者が自分たちの居場所を自分たちでつくる貴重な経験となり、将来的な社会参画への第一歩として地域とつながる大切な機会となります。ぜひ多くの市町村で取り組んでいただくことを期待いたします。

また、トイレ防災対策につきましては、今後、市町村の状況を把握するとともに、県の方針や対策を示し、市町村の計画策定やアセスメントシートの作成等も推進していただくことを期待しまして、全ての質問を終了いたします。

○議長（依田明善君） 次に、大畠俊隆議員。

[30番大畠俊隆君登壇]

○30番（大畠俊隆君） 自由民主党県議団、木曽郡選出の大畠俊隆です。通告に従い一括して順次質問をしてまいります。

まず、知事には、7月7日から11日まで木曽地域での執務週間を実施していただきました。各町村長や住民、関係機関と直接意見交換を重ね、現場の声に耳を傾けていただいたことに、木曽郡を代表して感謝申し上げます。

木曽は、中山間地域の縮図です。人口減少は県内でも突出し、高齢化比率は既に40%を超え、医療、交通、教育といった基盤サービスは縮小、再編を迫られ、税収減や人手不足による産業の弱体化も重なり、行政サービスの維持が一層難しくなっているのが現実です。

一方で、豊かな自然や文化、地域を支えるという住民の強い意志があります。この地域をどう未来につなぐのか、政治と行政の真価が問われています。「選択と集中」やコンパクトな行政構造をどう住民理解と両立させるかも重要な論点であります。本日の一般質問では、知事の執務週間で顕在化した課題のうち、地域医療、地域公共交通、観光振興、林業人材の育成、また森林境界の明確化の5項目について、木曽の未来を見据えてお尋ねいたします。

まず、中山間地域の医療体制について、以下5点質問いたします。

木曽病院は、郡内で唯一入院機能を持つ中核病院であり、高齢者の急変時や通院困難な方にとって最後のとりでです。しかし、今後は分娩休止が予定されており、小児科の常勤医師不在に伴う入院機能の一部停止の懸念もございます。

令和6年人口動態調査によると、木曽郡の出生数は69人、里帰り分娩などを含めると73人。木曽病院によると、45人が木曽病院で出産いたしました。少ないながらも、この機能を失うことは、出産・子育ての安心を損ね、移住・定住にも直結する深刻な打撃です。

そこで、以下を笛渕健康福祉部長に伺います。

1番目として、計画と現場の乖離についてですが、県立病院機構第4期中期計画、令和7年度の年度計画では、木曽病院の医療体制として、「へき地における医療体制の維持」とされている中で、医師不足による産科や小児科の体制が縮小しつつあります。この矛盾をどう解決するのか、基本的な考えを伺います。

2番目として、医師確保の総合支援についてです。

医師が来ない、定着しないという声は、中山間地域の共通の壁です。病院内の待遇改善だけでなく、家族帯同支援、住宅整備、教育環境の確保、地域のつながりづくりなど、派遣医師への特別な配慮をセットにした総合支援策を創出し、中山間地域の人口減少が激しい木曽のような地域を限定し、先進的に取り組む考えはないか、伺います。

3番目に、医師のキャリア形成支援についてであります。

中山間地にいながら医師の専門性を高められるよう、都市部の病院で先進の研修が受けられるような仕組みなどを導入し、専門医取得や研究の機会を保障することが地域勤務のモチベーションとなります。こうした医師の成長を支えるために県としてどのような取組を行っているか、伺います。

4番目として、看護人材の確保と学びの環境についてであります。

信州木曽看護専門学校は、国家試験合格率ほぼ100%であり、卒業生の多くが木曽病院へ就職する重要な拠点ですが、近年は、定員30名に対し20名程度と定員割れが続いております。都市部の看護大学の新設や生活の利便性の差が背景と考えます。

また、寮・住環境の整備、奨学金、地域体験プログラムなどに加え、本校舎に隣接する旧木曽山林高校跡地が放置され、オープンキャンパス時にも魅力に差が出ています。そこで、施設環境の改善や奨学金など、木曽病院への就職実績も踏まえ、入学者の確保に向けて、学生に選ばれるような同校の魅力づくりについて県は病院機構にどう向き合うのか、伺います。

5番目として、県立病院機構の経営と地域医療の再定義について伺います。

令和6年度の決算は、機構全体で約15億7,000万円の赤字、木曽病院も2億6,000万円の赤字が出ており、令和7年度は運営費負担金を63億円と、前年度より7億9,000万円増額するものの、物品・医薬品高騰で赤字継続が見込まれる状況にあります。合理化だけでは維持困難であり、中山間地域の医療を守るべき公的責任と再定義すべきと考えますが、県立病院機構の持続可能な経営について県はどう対応するのか、伺います。

さらに、知事に、医師不足を背景に入院、救急、在宅医療の確保など様々な課題が山積みしている木曽地域において今後の医療体制をどう守っていくのか、そのビジョン実現に向けた取組について見解をお伺いします。

次に、地域公共交通の維持について質問いたします。

木曽では、バスの運転手の確保が進まず、路線縮小・減便が進行しています。公共交通は、高齢者や学生、通院患者にとって生活の命綱です。

しかし、このたび、木曽地域振興局の協力をいただきながら、10月1日、本日から新たな地域公共交通の路線運行が始まります。令和8年度からは、県が広域連合に参画する方針となり、地元として大いに歓迎するところであります。また、同時に、地域に根差した柔軟な対応も必要になってまいります。

そこで、3点、村井交通政策局長に伺います。

長電バス、アルピコ交通が不採算路線の運行見直しを打ち出す状況で、同様の事態は今後も起こり得ます。運行補助の拡充や長期的支援制度の構築、不採算とされた通学・通院路線を維持するための財源について県の方針を伺います。

次に、塩尻市などで自動運転バスが進む一方、自動運転バス車両の導入費は1億円超と高額であるため、単独自治体での導入には限界があり、広域で取り組む必要性が高いと感じます。また、岐阜県では、リニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）の開業を見据え、中津川市、恵那市、瑞浪市、多治見市、土岐市、下呂市の6市が連携し、自動運転バスを令和9年度に実装する計画が進められています。県として、リニア中央新幹線の二次交通への先進技術導入について、県の支援拡充の方向性、広域的な取組に対する県の関与の在り方を伺います。

次に、広域連合参画のメリットと人的支援について、県が広域連合に参画することにより地域公共交通にどのような具体的なメリットがもたらされるのか、伺います。

さらに、公共交通とは視点が異なりますが、県の広域連合との連携は、交通に限らず、木曽地域のような中山間地域の地方創生の方向性や、産業振興の補助金、交付金の申請のスキル向上など、広域機能の強化にもつながると考えます。県による広域連合への人的支援も含め、今後の県と広域連合との連携強化の方向性について中村企画振興部長に見解を伺います。

次に、観光振興と広域観光圏の形成について質問いたします。

2024年の訪日客は約3,687万人、政府は2030年に6,000万人を目指としています。観光消費は年8兆円規模に拡大し、地方経済に大きなチャンスです。木曽でも、妻籠宿など中山道ウォーキングを中心に堅調で、インバウンドも増加しています。今後の木曽地域の観光振興を図る中で、来年度から広域連合への県の参画が図られ、公共交通とともに観光における未来への方向性がつくられていくことに大いに期待するところであります。

そこで、今後の観光振興について質問いたします。

観光客の受入れ環境整備は、地域の魅力を最大限生かすために欠かせない要素であり、特に、インバウンドの増加が見込まれる中で、その重要性は一層高まっています。木曽地域において

も、道の駅のトイレや案内所、宿泊施設など、観光の受皿となる施設に対して多言語対応のサイン整備や宿泊環境の充実が求められており、こうした整備は、観光客の利便性を高めるだけでなく、地域への滞在促進や満足度の向上にもつながる観光振興の基盤として極めて重要なものと考えます。

そこで、観光拠点の機能強化や受け入れ環境の整備を進めるためには、財源の確保が重要な課題であり、来年度から導入される宿泊税について、市町村に配分される一部を広域連合が行う多言語対応のサイン整備など広域的な観光事業の財源として活用できる仕組みがあれば、地域全体の観光力向上につながると考えますが、いかがか。また、県の実施する事業においても宿泊税を活用し、広域的な視点による施策を検討していただきたいと考えますが、高橋観光スポーツ部長に御所見を伺います。

次に、木曽地域において国道19号の補完道路としての建設が進められている木曽川右岸道路は、現在調査中である南木曽町の川向から田立間のルートが、住民説明会を重ね、最終段階に入っています。リニア中央新幹線開業に伴うアクセス道路である右岸道路は県境をまたぐため、先般、知事から岐阜県知事へ岐阜県側の改良促進を要請いただきました。大変ありがとうございます。

そこで、岐阜県との連携において、右岸道路川向田立線の整備改良を進め、リニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）とのアクセスを進めることは、木曽地域の観光面のみならず、広域連携を通じた地方創生に大きく貢献していくものと考えます。また、人口減少により疲弊していく中山間地域の課題解決にも大きな期待と可能性を感じるところであります。

こうしたリニア中央新幹線開業を見据え、岐阜県との県境をまたぐインフラ整備による地方創生の可能性について、県としての考え方と今後の取組について新田副知事に見解を伺います。

次に、林業人材育成と知の拠点の形成について質問いたします。

木曽では、木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想の下、木曽青峰高校、長野県林業大学校、上松技術専門校、信州大学農学部との連携により、林業に関する知の拠点づくりを進めています。現在、木曽青峰高校、林業大学校、上松技専では、チェーンソーなどの技術講習会や作品の展示販売などを行って3校の連携を行っています。知事が学生と意見交換された際にも、皆さんが木曽での学びや地域でのキャリア形成に強い意欲を持っていることが感じられたかと思います。そこで、フォレストバレー基本構想に基づく林業人材育成の今後のビジョンと、実現に向けた県の支援策を根橋林務部長に伺います。

次に、木曽青峰高校の全国募集について、現在、都道府県の枠を超えて地域の学校に入学するという選択肢を提供している地域みらい留学を通じて東京での説明会やオンラインでの説明会を実施していると聞いています。今までどのような広報を展開してきているのか、また、そ

の反応はいかがか、武田教育長に伺います。

また、木曽青峰高校の全国募集は、先に触れたフォレストバレー基本構想における林業人材、知の拠点づくりの大きな一歩となります。今後の林業大学校への指定校枠について前向きに検討していただけますか、根橋林務部長に見解を伺います。

今回の知事の執務週間において、林業、木工に係る学生との意見交換を経て知事自身が感じた木曽谷・伊那谷フォレストバレーにおける地域人材育成の可能性と、それを支える県の役割について知事にお伺いします。

最後に、森林境界の明確化と地籍調査について質問いたします。

御承知のとおり、戦後に植えたカラマツやヒノキの人工林が伐期を迎えています。これまでの間伐中心の森林整備から、これからは、切って、使って、また植える主伐・再造林へと転換していかなければ、林業は稼げる産業になりません。しかし、現場では、所有者が不明、境界が分からぬといった問題が大きな壁となっています。

こうした中で、木曽町は、今年度から、上空から調査を行うリモートセンシングデータを活用した航測法による森林所有者の探索や森林境界の明確化を進めるため、AI技術やドローンなど最新技術を用いて木曽町モデルとして積極的に取り組んでいます。これは、林野庁の補助事業である森林の集約化モデル地域実証事業を活用したもので、現地調査の負担を減らし、従来よりも調査期間を大幅に短縮することによりコストも削減できるものとお聞きしております。これは、まさに主伐・再造林を進めるための突破口になり、中山間地域における新たな森林境界明確化の先行事例となる取組です。

さらに、森林の適切な管理を持続的に行うためには、境界明確化から一步進め、地籍調査により森林所有者及び境界の位置と面積を測量、確定させ、登記簿の更新まで進めることが重要です。地籍調査の進捗率を見ると、令和6年度末で、全国平均53%に対し、長野県は39%、木曽町も38.7%にとどまっています。森林県の長野県としては明らかに遅れています。木曽町モデルであれば、ドローンやAIの活用により調査期間を大幅に短縮し、コストの削減も可能です。今回の調査で得られるドローンやAIの画像データ、点群データ、境界情報は、単に地籍調査だけでなく、主伐・再造林の計画、治山や砂防、林道や道路計画、さらには災害対応まで大いに役立ちます。

防災をはじめとして、林務部局以外で横断的に活用していくことも重要です。現在、長野県のホームページで公開されている信州くらしのマップで発信するなど、さらなる周知、活用を図っていただきたいと思います。

そこで、伺います。木曽町の取組を県としてどのように捉えているのか。また、その成果を県全体に広げていくお考えはあるのか。そしてまた、このモデル事業の成果を、森林境界明確

化だけで終わらせるのではなく、これを契機に林地の地籍調査を進めていくことが重要と考えるが、いかがか。以上2点、根橋林務部長に伺います。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には5点お尋ねがございました。

初めに、県立木曽病院の産科・小児科体制と中期計画の記載との関係についてでございます。県立病院機構では、第4期中期計画の策定に当たり、病院間の機能分化、連携強化を柱とする本県の医療提供体制のグランドデザインの方向性を踏まえ、各病院の医療提供の方針を定めました。木曽病院では、僻地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能を充実させることを目的に、代替・補完機能を含めた拠点機能の在り方、高齢者に対する救急医療体制の強化、周辺医療機関との連携体制の構築等について県と共同して検討を行うとしております。

木曽病院においては、今後さらに高齢者の割合が増加する見通しを踏まえ、高齢者に対する急性期医療や高齢者特有の慢性疾患に対する体制を充実させていく必要があると考えております。また、診療科によっては、安全・安心な医療提供体制を維持するために、他圏域の病院との連携を図りつつ、圏域内で必要な医療を確保できるよう取り組んでいるところです。このことから、現状は第4期中期計画におおむね即しているものと認識しております。

県といたしましては、木曽地域の安全・安心な医療提供体制を維持するため、医療提供体制のグランドデザインや第4期中期計画に基づき、病院間の役割分担と連携を着実に進めてまいります。あわせて、医療従事者の確保や育成なども進め、限られた医療資源を有効に活用しながら、県民の皆様が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、人口減少地域における医師確保の総合支援策についてでございます。

県では、中山間地域の医師確保に向けて、これまで修学資金貸与医師等の配置や小規模病院への医師派遣に対する助成を行うとともに、首都圏での移住相談やドクターバンク事業等に取り組んでまいりました。さらに、今年度からは、医師少数区域等を対象とした診療所の承継・開業支援を開始し、対策の強化に努めております。

しかしながら、人口減少が進行する中山間地域等では症例件数等が少なく、専門医資格の取得・維持が難しいことから、医師のキャリア形成を考慮した場合、医師の確保はさらに難しくなることが予測されます。このため、まずは修学資金貸与医師について、県のキャリア形成プログラムに基づく医師不足地域等への勤務と専門医取得とが両立できる配置を着実に行えるよう、委託先の信州大学と十分な連携を図ってまいります。

また、地域医療に関心のある医師に向けて、移住を含めた本県での勤務に関する情報発信を強化するとともに、木曽病院を含むべき地医療拠点病院等が行う医師住宅の整備等に対し支援を行ってまいります。こういった取組を行いつつ、人口減少が激しい地域に向けた総合支援策

につきましては、国における医師の勤務・生活環境改善の施策の動向を注視しながら、新たな医師確保の取組について今後検討してまいります。

三つ目に、医師のキャリア形成支援についてでございます。

医師が、自分の思い描いたキャリア形成のために、勤務場所にかかわらず希望する研修等を受講して専門性を高められることは、医師本人、医療を受ける住民の双方にとって重要であると考えます。特に、中山間地域で医師を確保する上では、考慮しなければならないポイントの一つであると考えております。

県では、僻地等で勤務が予定されている自治医科大学卒医師や修学資金貸与医師向けに、専門性を向上する仕組みとして、専門研修プログラムの習得や大学病院での勤務をキャリア形成プログラムとして導入しているところです。また、木曽地域を含む医師少数区域等で働く医師に対しては、技能の維持向上に必要な研修の受講に係る経費、専門図書類の購入費、専門分野の技術維持のために他病院で実績を積むための旅費などの支援も実施しております。今後も、これらの取組を通じて、中山間地域を含む県内各地で、医師が専門性を高め、充実した働きができるよう、施策の推進に努めてまいります。

四つ目に、信州木曽看護専門学校における学校の魅力づくりについてでございます。

信州木曽看護専門学校は、毎年複数の卒業生が木曽病院に就職するなど、木曽圏域の看護人材確保において非常に大きい役割を果たしていると認識しております。近年の少子化等に伴い、県内の看護師養成所の定員割れが起こっている中、信州木曽看護専門学校においても同様の状況にあり、学生に選ばれる魅力ある学校づくりが重要と考えております。

例えば、信州木曽看護専門学校のアピールポイントとして、看護師国家試験の高い合格率や少人数ならではのきめ細かい指導、学費等の経済的な負担が比較的軽いことなどが挙げられます。同校でも、学生確保のために、在学生による出身校への訪問活動を積極的に行っているほか、県立病院機構では、卒業後に木曽病院での勤務を予定する学生に対して独自の修学資金貸与制度を設けているところです。

県としては、同校の施設環境の改善について、県立病院機構への運営費負担金を通じて支援しております。さらに、第4期中期計画においては、施設改修や機器導入に係る企業債の元利償還金について、県の支援範囲を拡充することで病院機構の負担軽減を図っております。

信州木曽看護専門学校が地域にとって重要な役割を果たしていることを踏まえ、こうした県立病院機構による学校の魅力をアピールする取組と施設環境の改善に対する県の支援の両面から取組を推進してまいります。

最後に、県立病院機構の持続可能な経営についてでございます。

総務省が示す公立病院経営強化ガイドラインには、公立病院の役割の一つとして、山間僻地

など民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療の提供が定められており、県立病院機構もこれを踏まえて第4期中期計画を策定しております。

県では、中期計画の策定に当たり、持続可能な経営を支えるため、総務省の繰出基準に基づき、僻地医療など不採算な業務に必要な経費を算定し、令和7年度から県立病院機構に対する運営費負担金を7.9億円増の63億円といたしました。

また、令和6年度から、医療コンサルタントの専門的な知見を活用し、病院機構の経営改善を支援する補助事業を開始しております。この取組により、医薬品費や医療材料費を含めた収支の改善や本部機能のガバナンス強化など経営改善の効率化を進め、令和7年度の第1四半期では、年度計画と比較して約4億円の改善を達成し、着実に成果が表れているところでございます。引き続き、病院機構の経営改善と県からの運営費負担金による支援により、機構の自立的かつ持続可能な運営体制整備を進めてまいります。加えて、物価高騰の影響により、病院機構の経営が今後も厳しい状況となることが見込まれることから、必要に応じて、経営安定を図るための資金支援についても検討してまいります。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、医療に関連して、木曽地域における今後の医療体制をどう守っていくのか、そのビジョン実現に向けた取組について見解を問うという御質問でございます。

人口減少、そして高齢化によりまして、地域の医療ニーズが急速に変化しております。そうした中で、私どもとしては、限られた医療資源を最大限有効活用して、県民の皆様方の誰もが質の高い医療を安心して受けられる体制を何とか確保していくことが大切だと考えております。

こうした認識の下で、県におきましては、医療提供体制のグランドデザインを策定させていただき、広域型病院と地域型病院の役割分担と連携を図るなど、持続可能な医療提供体制の構築に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。特に、今後とも高齢化の進展が見込まれます木曽地域におきましては、県立木曽病院を中心として、高齢者特有の慢性疾患や救急医療などの体制の充実を図っていくことが重要だというふうに考えております。

一方、周産期医療のように医療資源が限られた分野では、分娩数の急激な減少など地域の実情を踏まえる中で、安心・安全な医療の確保を図るための県の考え方を地域の皆様方に丁寧にお示しして、皆様方の御理解を得ながら改革、取組を進めていくことが重要だと考えております。

7月に、木曽地域の執務週間を行わせていただきました。木曽病院の医療に関連して住民の

皆様方とも対話させていただいたわけですが、多くの方々から、この小児・周産期医療の不安や課題と様々な御意見を頂戴したところでございます。私も、県の考え方をお示しする一方で、住民の皆様方の率直な思いを聞かせていただき、今後取り組んでいかなければいけない方向性が見えてきたということで、大変ありがたい機会だったというふうに思っております。

そうした中、現在、県においては、遠方の医療機関においても安心して出産していただけるように、交通費助成の拡充や医療機関間の患者情報の共有の仕組みづくり、こうした支援策を検討しているところであります。できるだけ早く取りまとめてお示ししていきたいというふうに考えております。引き続き町村の皆様方とも連携しながら、木曽地域の皆様が安心して医療を受けていただけるように県として全力で取り組んでいきたいと考えております。

それからもう一点、フォレストバレーに関連して、地域人材の可能性、県の役割という御質問でございます。

先般、木曽の執務週間におきまして、木曽青峰高校、上松技専、林業大学校、まさにフォレストバレーの中核を担っていただきなければいけない若い皆さんと意見交換をさせていただきました。皆さんは高い目的意識を持って学ばれているなというふうに感じましたし、また、様々な積極的な取組をしていくうという意欲にあふれる人たちが大勢いるというふうに感じたところでございます。このフォレストバレーの木曽地域、伊那谷における学びにより、地域を支え、そして世界で活躍できる人材へと飛躍する方々が大勢いらっしゃるというふうに感じております。

そうした中で、県としてもしっかりと役割を果たしていかなければいけないわけであります。まずは森林・林業に関わる人材の育成拠点にしていくことが主たる眼目でありますので、我々としては、やはり学びの場としての充実をしっかりと図っていくということが最重要だと思いますし、様々な関係機関や地域の皆様方との連携も深めていきたいというふうに思います。

また、木曽地域には様々な伝統産業もございます。そういう伝統産業や住民の皆様方の暮らしとのつながりもしっかりと図っていきたいと思います。

加えて、若い人たちにその能力をしっかりと発揮していただくためには、ビジネスを自分で創り出していく創業支援も含めて、若者たちのチャレンジ、挑戦をしっかりと後押ししていきたいというふうに考えております。こうした取組を通じてこの地域に集まっている若い人たちをしっかりと応援すると同時に、フォレストバレー構想をしっかりと推進していきたいと考えております。

こうした取組は、林務部だけではできません。教育委員会や産業労働部、文化芸術であれば県民文化部など、様々な分野が関係してまいります。木曽谷・伊那谷フォレストバレー庁内検討会議というものを設けておりますので、部局横断でフォレストバレー構想が推進できるよう

にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には3点御質問をいただきました。

まず1点目の不採算路線への支援策とその財源に関する県の方針についてお答えいたします。

地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、限られた輸送資源を最大限活用し、通院、通学、観光に係る移動保証を具体化するためには、地域全体を面として捉え、県や市町村、交通事業者、利用者などの関係者が一体となって取組を進めていくことが重要であります。

交通体系の中で、広域的な移動軸については、県の主体的な関与の下、維持確保していくべきと考えております。今般、新たな支援策として信州型広域バス路線支援制度を創設したところであります。この制度は、路線見直しを行い、最適な交通ネットワークを構築することを条件といたしまして、運行経費の半分に加え、運転手の待遇改善等も支援するとともに、県がバス車両を購入し交通事業者に貸与する県有民営バス制度の県負担額の引上げを行うこととしておりまして、事業者からも一定の評価をいただいているものと承知しております。本日から運行開始となる木曽地域のバス路線の一部についても当該制度の支援対象となる見込みであります。こうした取組を全県で展開してまいりたいと考えております。

また、地域公共交通を維持確保するための財源については国庫補助制度が用意されておりますが、十分な予算規模とは言えず、昨今の厳しい状況に対応するため、地方の負担が増大している状況であります。地方負担分については特別交付税で措置されておりますが、安定的な財源確保に向け、国に対して公共交通の支援に必要な予算を飛躍的に増大させることを要望してまいります。

2点目でございます。先進技術導入に対する支援の方向性と広域的な取組への関与についてであります。

リニア中央新幹線の二次交通につきましては、役割分担を整理しまして、原則として、広域的な移動については県が、市町村内の移動については市町村が主体的に検討することとしております。一方で、自動運転バスなどの先進技術につきましては、市町村が単独で導入することは困難であるため、この役割分担にとらわれず、県としても導入促進に向けて広域的に取り組んでいく必要があると認識をしております。

こうしたことから、県では、8月に、市町村や交通事業者向けに自動運転バスの実証が進む塩尻市等の事例を広く共有するための研究会を開催したところであります。この研究会では、産学官民が連携した推進体制の構築が重要なことや、運転手が介入しないレベル4による実証運行までのロードマップ等の共有が図られた一方で、自動運転の普及には社会的受容性の醸成

が必要であること、また、狭隘道路や歩車分離がされていない道路では運行の難易度が高いということ、また、大雨や降雪などの悪天候時には運行ができない場合があることなどの課題が挙げられたところであります。

県としては、こうした課題に対する議論の進展や技術的進歩の状況を注視しつつ、リニア中央新幹線の開業等を見据えまして、自動運転バス等の先進技術の導入が図られるよう、市町村や交通事業者の声を聞きながら必要な支援策を検討してまいります。

3点目であります。県が広域連合に参画することによる公共交通へのメリットについてのお尋ねであります。

地域にとって必要な交通ネットワークを維持確保するためには、市町村単位ではなく、広域圏単位で公共交通の再構築を進めることが重要でありまして、県が広域連合に参画することはこの有効な方策の一つと考えております。県では、長野県公共交通活性化協議会地域別部会におきまして、市町村や交通事業者、利用者などの地域の関係者と共に、広域的なバス路線の抜本的な再編やダイヤ・便数などの見直しを進めているところであります。

木曽地域では、県と広域連合がこの地域別部会の主体となって公共交通の再編に向けた議論を進めてきたことで、市町村をまたぐ広域的なバス路線と市町村内路線の一体的な見直し、生活圏単位で利用しやすい運行ダイヤや統一的な運賃の設定、また、広域的なバス路線を運営管理するための体制構築などについて他地域よりも先行して具体化が図られたと考えているところでございます。

以上であります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には広域連合参加のメリットと人的支援について御質問をいただきました。

広域連合の強化など広域単位で市町村間の連携を強化することは、人口減少が進む中、地域に必要な行政サービスを継続的かつ安定的に提供するための方策の一つと考えており、木曽圏域については令和8年4月から県が木曽広域連合に参画する方向で検討を進めているところでです。

今回の木曽広域連合への県の参加については、先ほど交通政策局長から述べたような業務上のメリットのみならず、例えば、県職員、広域連合職員及び町村職員が共に業務を行うことでそれぞれのノウハウなどの知見の交換が行われ、公務人材の育成が推進されることや、圏域内で町村や県が抱える課題等を現場で共有し、迅速に対応できるようになるなどのメリットがあると認識しております。現在、5名の県職員が広域連合に併任し、10月から新たに始まるバス路線の運行や木曽地域の広域観光の進展に向けた業務にも従事しているところです。

木曽広域連合のこのような取組は、県内でも先進事例です。木曽圏域の発展のみならず、県と市町村間の連携体制の強化に何が効果的かなど、当該事例から県内全体の発展のための知見を確保していきたいと考えております。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には宿泊税を活用した広域観光の推進について2点御質問をいただきました。

まず、宿泊税の市町村交付金を広域的な観光事業の財源として活用する仕組みについてのお尋ねであります。

本県の宿泊税制度におきましては、地域が独自性を發揮して観光振興に取り組むことができるよう、市町村交付金制度の創設を予定しております。市町村への交付金につきましては、観光客の満足度、利便性の向上に資する取組であれば、極力自由度が高く活用できる一般交付金に加えまして、インバウンドも含めて、観光客が市町村域にかかわらず広域で移動していることから、広域や連携の視点を持った重点施策に取り組んでいただけるように重点交付金についても交付していく予定としております。

この市町村交付金の交付先については、市町村を原則としておりますが、一体的に観光振興に取り組む広域連合についても交付対象とすることを考えおりまして、これらの仕組みを通じて広域的な観光振興を進める地域の取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、県事業においても広域的な視点による施策を検討すべきとの御質問であります。

宿泊税の使途については、宿泊税活用計画案（仮称）において示すこととしておりまして、先月10日に県観光振興審議会宿泊税活用部会において計画の骨子案をお示ししたところであります。この骨子案では、県と市町村が取り組むべき観光振興施策の役割分担をお示ししております、県の役割としては、広域的な観点から観光施策を実施することを位置づけております。

こうした点を踏まえ、県事業の具体的な使途につきましても、旅行者の広域周遊や長期滞在を促進するための観光コンテンツの充実強化、そして、広域的な観光バス路線の新設への支援のほか、県内周遊や滞在の拠点となる宿泊施設の集積エリアでの観光まちづくり支援などに取り組みたいと考えております。

宿泊税の活用に当たりましては、税の導入効果を実感いただけるよう、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で、議員から御指摘いただいたように広域的な視点をしっかりと持って取り組んでまいります。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） 私には岐阜県との県境をまたぐインフラ整備による地方創生の可能性

について御質問をいただきました。

県として現在鋭意進めております木曽川右岸道路の整備は、木曽谷唯一の幹線道路である国道19号のリダンダンシーを高め、物流道路としての円滑で高い信頼性を高めることになると思います。これは、木曽谷地域の産業の発展等に大いに貢献するものと認識しております。

また、地方創生の観点からは、県ではリニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）とつながる木曽川右岸道路の整備をリニア関連道路整備事業に位置づけ、木曽地域と岐阜県や中京圏との交流を促進し、リニア岐阜県駅（仮称）へのアクセス強化により、日本遺産木曽路や御嶽山など魅力ある観光資源を周遊する観光客の増加、観光消費の増加につながるものと認識しております。

7月には、リニア中央新幹線の開業による経済波及効果を木曽地域全体の地域振興に生かすことを目的とした木曽地域リニア活用推進協議会の観光・交流部会が開催され、地域の幅広い関係者の連携強化を促進するとともに、日本遺産木曽路のロングトレイルとしての受け入れ態勢整備に向けて検討を進めています。

岐阜県側に目を向ければ、9月13日には岐阜県中津川市に中央道神坂スマートインターチェンジが開通し、妻籠宿をはじめとした木曽地域の観光地へのアクセス向上や交流の活性化が期待されています。道路はつながってこそ機能を発揮するものであることから、岐阜県としっかり連携し、県境部の道路整備を強力に進め、地方創生に貢献してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

[林務部長根橋幸夫君登壇]

○林務部長（根橋幸夫君） 4点の御質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、フォレストバレー基本構想に基づく林業人材の育成についてでございます。

木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想では、木曽青峰高校、林業大学校、上松技術専門校などの教育・人材育成機関を核といたしまして、木や森に関する体系的な学びを世代やキャリアを問わず提供する知の拠点の形成を目指しております。こうした目指す姿の実現に向けて、県といたしましては、関係機関や民間事業者の皆様と共に人材育成に関わる多彩なプロジェクトを開拓することで地域全体の一体感が深まるよう努めておるところでございます。

あわせて、ポータルサイトやSNSを活用いたしまして、木や森について学びたい若者に向けたフォレストバレーの魅力発信を行い、認知度向上にも取り組んでいるところでございます。

こうした県の主体的な取組や、教育機関をはじめといたします関係者同士の連携を支援いたしまして、将来的には、この地で学んだ若者がリーダーとして活躍することで、林業人材を継続的に育成、輩出できる体制づくり、地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えており

ます。

続きまして、林業大学校への指定校枠の設定についてでございます。

林業大学校は、県内外から高い人気を集め、令和6年度の入学志願倍率は1.60倍、入学者の約4割が県外出身者でございまして、フォレストバレーが知の拠点としてのブランド確立を目指す上で中核的な役割を担っております。

また、木曽青峰高校が全国募集を開始いたしましたことは、木曽谷における学びの機会を広げ、木や森について学びたい若者が木曽谷・伊那谷を目指す、そうした流れを加速させるものと期待されます。

地域の魅力を高めていくには、学校間や産業界との連携を強化し、進路選択に際して多様な選択肢を提供することが重要だと考えております。そのため、木曽青峰高校の生徒が林業大学校のチェーンソー実習に参加するなどの学校間連携ですとか、地元企業の協力によりますインターンシップなど、体系的な学びの確立に向け取組を進める中で、林業大学校への指定校推薦制度の導入につきましてもしっかりと関係者と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、森林境界の明確化に向けた木曽町モデルの横展開についてでございます。

本年度、木曽町内の約80ヘクタールの森林を対象に実施しております森林の集約化モデル地域実証事業は、林業事業体や森林所有者に加えまして、木曽町や木曽広域連合も参加して協議会を構成し、まさに官民を挙げて森林の集約化を目指す取組であると承知しております。

一般的に、森林の整備に当たりましては、境界確認のための事前調査や森林所有者の同意に多くの時間と労力を要しますが、今回の実証事業では、ドローンやAIの活用により低コストで効率的な森林整備につながるものと期待しております。

県といたしましては、この実証成果を踏まえまして、技術やその手法、課題への対応事例などを市町村や林業事業体の職員向け研修会で紹介し、他の市町村への普及を図りまして、森林整備の加速化につなげてまいりたいと考えております。

最後でございます。モデル事業を契機として林地の地籍調査を進めていくことについてでございます。

森林整備を進めるためには、所有者や境界を明確にすることが重要でございますが、その成果が地籍調査に反映される例は、残念ながら現状は少ない状況でございます。将来にわたり森林を適切に管理していく上で、今回のモデル事業の成果を地籍調査につなげていくことは極めて重要だと認識しております。そのため、今回のモデル事業を県内市町村に展開するに際しましては、この取組の重要性をしっかりと説明するとともに、農政部と連携して地籍調査の手続や補助制度の活用についても周知を図ることによりまして、森林県における地籍調査の着実な

推進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長（武田育夫君）木曽青峰高校の全国募集に係る広報とその反応についてのお尋ねでございます。

木曽地域の特徴を生かし、木曽青峰高校森林環境科とインテリア科において、令和8年度から全国募集による生徒の受入れを開始する予定でございます。より効果的な生徒募集を行うために、令和7年度から地域みらい留学に参画し、オンライン説明会や東京での説明会を計8回実施するほか、体験入学や高校のホームページ、インスタグラム、LINEなど様々な手段を用いて広報活動を行っているところでございます。

また、木曽青峰高校が木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想の一翼を担っていることを高校のホームページにおいて紹介するとともに、フォレストバレー関連の広報媒体を通じた情報発信を行い、高校の魅力を広く伝えているところでございます。

体験入学には県外から4名、オンライン説明会には83名、東京説明会には60組の親子の参加がございました。特に、東京説明会では、生徒製作の木工製品を実際に見学できたことなど、参加者から好評をいただいたところでございます。いずれの会におきましても、参加者からは、クラブ活動、交通の便や住まいに関する質問が多く寄せられたところでございます。

以上でございます。

[30番大畠俊隆君登壇]

○30番（大畠俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。

今後、知事におかれましては、県内77市町村に対し、それぞれの地域の特性を十分理解し、判断し、人口減少・少子化社会に対応した、より効果的な、また最適な事業予算の配分をお願いするところであります。

また、中山間地域の多い長野県であるからこそ、より広域的な事業を推し進め、共通した各自治体の地域課題を官民一体となって解決していくための事業に集中してほしいと思います。

さらに、中山間地域の持続的な発展には、地域課題の解決ができる人材の育成と教育環境の充実が不可欠であり、特色のある全国モデルとなるようお取組をお願いするところであります。

そして、将来を担う子供たちの学びや健康な心を養う教育づくりを推進していただくことを切にお願い申し上げ、私の一般質問の結びといたします。

○議長（依田明善君）この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時20分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸茂岳人議員。

[20番丸茂岳人君登壇]

○20番（丸茂岳人君）義務教育現場の在り方について伺います。

長野県が進める高校再編は、課題を抱えつつも、県主導で進んでいます。一方で、小中学校の再編統合は、義務教育であり、基礎自治体に委ねられています。しかし、人口減少は想定以上の速さで進み、県内の義務教育対象者は、2040年には現在の7割程度にまで減少する可能性すら指摘されています。教育の費用対効果の観点からも、また、子供たちの協調性や社会性を育む観点からも、小中学校の統廃合を避けて通ることはできません。しかし、高校再編以上に地元感情が複雑に絡むのが小中学校です。

そこで、伺います。県として、義務教育段階の今後の在り方や学校施設の統廃合について、単なる市町村任せでなく、どのような理念を持ち、どう関わっていくのか、県の見解をお聞かせください。

高校無償化と地方公立高校への影響についてお伺いします。

長野県が高校再編計画を立ち上げた当初には、高校無償化という前提はありませんでした。しかし、昨年の総選挙の結果を受け、無償化が実施されることとなり、状況は大きく変わっています。この無償化が現在進めている高校再編の議論や計画にどのような影響を及ぼすのか。そして、今後の取り進め方について再編計画の修正や再検討が必要ではないでしょうか。

さらに、人口減少のスピードを考えればドラスティックな対応が求められる一方、地域にとっては、高校は生活や誇りと直結する存在であり、合理性だけでは割り切れない現実があります。合理性と地域の思いという二つの現実をどう調和させ、今後の再編を進めるのか。ここまで反省も含め、見解を求めます。

教育の歴史的反省と長野県の教育事情について伺います。

戦後の日本の教育は、詰め込み教育からゆとり教育、そして探究学習へと変化を遂げてきました。ゆとり教育は、考える力を育てるという理念を掲げながら、基礎学力の低下や教育格差を招いたと総括する声もあります。

教育が世論や時代の空気に左右され、現場や子供たちを翻弄してきたことは否めません。長野県においても、全国学力調査では都市部と中山間地で差が見られ、また、家庭の経済状況によって学力に格差が生じている現実があります。

そこで、伺います。県としてこうした歴史的教訓をどう整理しているのか。基礎学力、思考

力、協働力、探究力といった多様な力をどのように育むのか。さらに、地域や家庭環境による格差をどう認識し、是正すべき課題と位置づけているのか。そして、教育の量と質の両立をどう考え、次の10年、20年を見据えて長野県独自の教育ビジョンを描くのか。お考えをお聞きします。

厳しさを養う教育について伺います。

教育現場では、教師が生徒に対してきちんと物が言えないことが社会的に問題視されているケースが幾つかあります。背景には、体罰禁止や生徒人権の尊重が強く意識される一方で、教師の指導権限が弱まり、学校規律が揺らいでいる現実があるとお聞きします。

教育には、優しさだけでなく、規律や責任感を育む厳しさも不可欠です。体罰は一切肯定できませんが、規律を学ぶ機会を欠けば、社会に出てからの理不尽に立ち向かえないものを感じています。社会で生き抜くための自己規律や、やり抜く力を育てる教育が必要ではないでしょうか。

特に、国際社会で競争する時代、東南アジアの若者は、厳しい環境や徴兵制度を通じて忍耐力や規律を身につけています。一方で、日本は、創造性や協調性に強みを持ちながらも、規律面で弱みがあると指摘されています。国際比較では、東南アジア諸国が、厳格な教育環境の下、高い成果を上げています。日本は、創造性や協調性に強みを持つ反面、規律性に弱さがあるという指摘もあります。そこで、県として、日本の教育の弱点である規律の不足をどう補い、逆に強みである創造性や協調性をどう伸ばすのか、長野県の教育方針をお聞きします。

不幸な時代に生まれたと思わせない教育について伺います。

戦後の奇跡の復興から、高度成長、バブル期を経て、日本の人口はピーク期を過ぎ、極度な少子高齢化社会となり、何事においても日本全体が停滞していく雰囲気が広がっており、若者の間に、自分は不幸な時代に生まれたという諦めが広がりつつあるように感じています。中高生やZ世代においても、将来の日本に希望を持てないという諦めのような意識が広がっているように感じることもあります。

また、高度成長期やバブル期を経験した大人が、今の時代の子供はかわいそうだという雰囲気を出すのも極めてよくないと思います。私は、今の日本の少子化時代に生まれることは、必ずしも不幸ではないと考えています。今ほど個人が尊重され、生きる選択肢が多岐にわたっている時代は過去にありません。さらに、私は1973年生まれですが、約210万人います。現在は70万人を下回っています。見方を変えれば、1人当たりの付加価値は3倍に高まり、個々人の価値を生みやすい時代と言えます。また、世界中がつながっていて、努力次第で世界に活躍の場を広げる可能性がこれまで以上に開けています。

そこで、伺います。県として、子供たちに不幸な時代に生まれたと思わせるのではなく、む

しろ、自らの価値は高く、努力をすれば望む未来を切り開ける時代に生まれたと実感できる教育をどう実現していくのか、その基本認識と方針をお聞かせください。以上5点、武田教育長に伺います。

地方の町村役場の課題について伺います。

長野県77市町村のうち、58は町村です。小規模役場では、1人の職員が複数の業務を兼務し、給与水準は市に比べて低いが、1人当たりの業務量が多いため、若手の離職率も高まっていると聞きます。

さらに、県や国とのパイプが弱いため、規模の大きな自治体なら実施できる事業が町村ではなかなか実現できない例も散見され、本来ならさらに手厚い補完が必要なのですが、そうなっていない現実があるように感じます。このままでは、将来的に町村行政そのものが持続できないのではないかと思う。

この現実は、誰もが認識しながら、なかなか対策ができていない実態があると思います。県としてこうした課題をどう認識し、どのような垂直補完と水平補完を位置づけるのか。また、人材確保という観点からも、県と町村の人材交流を進めていくことの重要性について改めて中村企画振興部長に伺います。

道州制の認識と広域連携について伺います。

道州制については、これまで国で繰り返し議論されてきましたが、実際の導入には課題も多く、具体論に進みにくいのが現実かと思います。しかし、理念として学ぶ点も少なくありません。

阿部知事は、全国知事会長という立場を得られ、今や、長野県のみならず、全国の地方分権をリードする責務を担っておられます。これまで、東京一極集中の是正が叫ばれていますが、歴史的な背景や経済合理性を見ても、東京一極集中が全て悪とはなかなか言い切れず、容易に是正できていないのが現実かもしれません。

日本は、明治以来、中央集権的な体制の下で発展してきました。その利点として、効率的な制度整備や均質なサービス提供がありますが、一方で、地方の多様性や独自性が十分に生かされにくい弱点もあります。長野県が誕生してから150年を経て、人口減少と地方の縮小は確実に進んでおり、このままでは地方の行政や経済の持続が困難になることは明確です。

国では、繰り返し道州制が議論されてきましたが、日本は江戸時代に300の藩が存在し、それぞれが地域社会を形づくってきた歴史があり、アメリカのように合理性一点張りで再編することは難しいと私は理解しています。

そこで、伺います。道州制という仕組みそのもののは是非ではなく、その理念から何を学び、どう生かすべきと考えるか。さらに、中央集権の利点を理解した上で、都道府県が力を結集し、

明治以来続いてきた中央集権政治の在り方を時代に即した形に改善するため、他の都道府県との議論をどのように進めていくべきと考えるか、お聞きします。

さらに、先日、知事は、静岡、山梨、新潟の各知事と一堂に会し、観光や文化など多様なテーマで意見交換を行いました。こうした地域連携の取組は、人口減少が進む地方にとってますます重要になってくると考えます。

その上で、隣県や近隣県と一つでも具体的な共同事業や広域行政の取組を実際に形にしていくことこそ重要ではないかと考えます。観光、インフラ、防災、医療、教育、食料の供給など分野は多岐にわたりますが、知事としてまずどの分野で近県と実行可能な取組を進めていくとお考えになっているのか、お伺いします。

関税交渉と県内産業の影響について伺います。

アメリカのトランプ大統領の当選により、世界は大きく変わりつつあります。アメリカは、これまで以上に二極化が進み、保護主義へ明確にシフトしており、この先もこれは続いていくものだと感じます。アメリカのプレゼンスが落ちてきている証拠でもあると思います。

そして、今回の関税交渉で、日本がアメリカに対し強い交渉カードを持たない現実が明らかになりました。無理難題を突きつけられても明確な対抗手段がなく、力で押し切られてしまうという現実を見せつけられたかのように感じました。

そして、その影響を最初に受けるのは、大手企業よりも、下請として部品や技術を供給する中小企業です。長野県の製造品出荷額は約7兆円、その半分以上が精密機械や電子部品であり、米国やアジア市場への依存度が高い状況にあります。

国際交渉の不利は、こうした現場を直撃します。県としてこの現実をどう受け止め、研究開発や人材育成、産学官連携、販路開拓などを通じて、県内企業が世界市場で戦えるよう、どのような後押しをしていくのか。具体的方策を米沢産業労働部長にお聞きします。

一時的なセンチメントに流される危うさについて伺います。

SNSやメディアを通じて空気や感情が瞬時に拡散し、政治判断が流される危険性が高まっていることは間違いないと感じます。世界では、こうしたSNSの影響を抑えるための規制の動きも強まっています。ドイツでは、違法投稿を24時間以内に削除させる法律、フランスでは、オンライン上の差別的発言を規制する法案が議論されました。これは、言論の自由や民主主義の理念を守る観点と若年層への影響を防ぐ観点から導入が進んでいます。

そこで、伺います。知事は、こうした国際的潮流をどう感じているのか。日本の民主主義、言論の自由との兼ね合いをどうお考えになるのか、お考えをお聞きします。

さらに、政治課題や教育の在り方、社会的事件への対応に関するお聞きします。

近年は、一時的な世論や感情の高まりに政策判断が大きく左右されることが少なくないと感

じています。例えば、ゆとり教育は、詰め込み教育は子供を追い詰めるという声に押され、導入されましたが、その後、学力低下という批判で一気に方向転換され、現場が混乱しました。

さらに、福島第1原発事故後には、原発ゼロの声に押され、原発が一斉に停止しましたが、十分な代替策が整わないまま、電力コスト上昇や二酸化炭素の排出を招きました。このような短期的なセンチメントに基づく判断は、瞬間的な満足をもたらす一方で、中長期的には課題を残すこともあります。

そこで、伺います。知事は、県政運営に当たり、こうした空気や一時的な声に過度に流されることなく、冷静かつ長期的な視点に基づいた判断を貫く覚悟をお持ちかと思いますが、改めて阿部知事の基本姿勢をお伺いします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）高校再編と義務教育の接続について6点質問をいただきました。

まず、義務教育段階の今後の在り方と学校統廃合についてでございます。

県教育委員会では、平成26年に、市町村教育委員会とともに、学校統廃合を含めた学校環境の在り方を示す少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策を策定し、市町村教育委員会に示してきたところでございます。この方策では、スクーデントファーストを基本的な理念とし、地域で実現したい学びに応じた学校の適正規模を示し、市町村教育委員会の取組を支援してきたところでございます。また、統合を推進する小中学校に対しては、統合前2年度及び統合年度の3年間にわたり、地域の実情に即した魅力ある学校づくりを進めるため、教員の加配を行っております。

学校は、地域の願いや実情に応じて教育を行うものと考えており、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会が適切に判断できるよう、学校の統廃合に関する好事例を紹介したり情報提供をしたりするなどの支援を今後も行ってまいります。

続きまして、高校無償化の再編への影響についてでございます。

私立高校が集中する長野市や松本市及びその周辺では、受検者数の変化など、ある程度の影響が生じる可能性があると考えますが、中山間地の多い本県においては、全県的にはその影響は少ないと考えているところでございます。このため、令和11年度までの議会同意を目指して現在進めている第2期再編においても、無償化による影響は限定的であると認識しております。

今後、令和12年度以降の高校の在り方を検討する中で、高校無償化が、県内の公立高校と私立高校との関係や、県外私立高校への流出、通信制課程への進学にどのような影響を与えるか等を注視してまいります。

次に、高校再編による合理性と地域の思いとの調和についてのお尋ねでございます。

人口減少が進む中での高校再編に当たっては、学びの質や機会を保障するため、高校生が多

様な価値観に触れられる教育環境を確保するよう、統合によって一定規模を維持するだけでなく、高校が地域振興の拠点であることも踏まえ、小規模校の存続を検討する視点も必要であると認識しております。

現在の第2期再編では、地域の皆様の様々な思いや御意見を踏まえ、地域の合意を得ながら進めることを基本としております。このため、新校の学びのイメージや活用する校地、校舎等についての検討に当たっては、多くの関係者が参加する懇話会において議論を重ね、一定の時間をかけて丁寧に検討を進めている状況でございます。

議員御指摘のとおり、合理性と地域の思いとの調和は、高校再編において極めて難しい課題であると考えております。高校再編は、地域への影響も大きいことから、長期的な視点も踏まえ、スピード感を持ちつつ、引き続き地域の皆様と丁寧な対話を重ね、多くの方々に理解いただけるような取組を強い覚悟を持って推進してまいる所存でございます。

続きまして、教育の歴史的反省と長野県の教育像についてのお尋ねでございます。

戦後の学校教育は、その時代ごとの課題や社会状況に応じて、見える学力を重視する時期もあれば、体験的な学びを重視する時期もあり、時代の流れに応じて変化してきたものと承知しております。

そうした中、本県では、「子供の事実」から学びを捉え、指導の在り方を追求することを不易なものとしてまいりました。議員御指摘のような多様な力は、生徒自らが課題を見いだし、主体的に課題解決に取り組むことや、時には仲間と協力しながら課題解決を行ったり、深く自らに問い合わせたりすることなどを通して身につくものと考えております。子供を取り巻く地域や家庭環境による格差にかかわらず、全ての子供が確実な力をつけられるようにすることが公教育の使命であると考えております。そのためには、教員が一人一人の子供がかけがえのない存在であることを自覚し、それぞれの子供に最適な学びを提供することが必要であると考えます。このような教育の実現を通して、県教育委員会が目指す個人と社会のウェルビーイングの実現につながるものと考えております。

規律と創造性や協調性の育成についてでございます。

学校では、規律や責任感を身につけるため、小学校低学年から、当番活動や児童会・生徒会活動などを通じて自らの行動を律したり責任を果たしたりすることを体験的に学んできています。また、こういった力をつけるには、学校のみでなく、家庭や地域と連携していくことが重要であり、学校を開き、多くの方々と協力して取り組んでまいります。

創造性や協調性は、失敗を恐れずに挑戦する積極性や、失敗を意味あるものとして捉える受容性や寛容性によって育まれるものであり、こうした体験を多く積むことが大切であると認識しております。

最後に、子供たちが未来を切り開けると実感できる教育の実現についてでございます。

子供たちに不幸な時代に生まれたと思わせないために、まずは大人が前向きに生き生きと生活している姿を子供たちに見せることが重要であると考えております。自らの価値はむしろ高く、努力すれば望む未来を切り開けると子供たちが実感できる教育は、できることや欠点を指摘するのではなく、その子のよさや可能性を認め、伸ばしていく教育であると考えております。

これまでの日本の教育は、できないことをできるようにする減点主義の傾向がございましたが、今後は、できることをさらに伸ばす加点主義へと転換していく必要があると考えております。県教育委員会は、子供たち一人一人の可能性を最大に引き伸ばすこのような教育を目指してまいる所存でございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には市町村の行政体制への認識と垂直・水平補完について御質問をいただきました。

急速に人口減少が進む中、市町村では、職員の確保や事業の円滑な実施が困難な事例が見られ、昨年度実施した全市町村長へのヒアリングや、私が県内各地を訪問して市町村長の皆様と意見交換をした中でも、土木技術職員や保健師等の確保や法制執務等の専門的な知識の欠如を憂う声を聞いており、これは、一般的に団体規模が小さい町村で顕著な傾向にあると認識しております。県としても、今年度から保健師の派遣を行うなど、市町村の専門人材不足への対応を進めているところですが、今後さらに市町村間の連携や県も含めた補完体制の構築が必要であると認識しております。

こうした認識の下、今年5月に開催した県と市町村との協議の場では、県、市町村の連携協働による行政体制の最適化を共に進めていくことが確認され、この秋に開催予定の協議の場で優先的に取り組む分野を決定し、具体的な検討に着手することとしております。また、県と市町村における職員の交流派遣は、両者にとって職員の育成という観点で非常に重要と考えており、引き続き実施してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、道州制の理念に対する認識という御質問でございます。

道州制については、これまでも、議論がなされては消え、なされては消えという形で、今はほとんど道州制に関わる議論は行われていないという状況がありますが、この道州制は、単な

る地方分権とは全く異なるものだというふうに思っております。やはり国の役割、機能をどうするかというところがしっかり論じられることなしに進められることはあってはいけないというふうに思いますし、これは、社会経済全般に大きな影響を与えるものでありますので、やはり国民的な丁寧な議論が必要とされるテーマだというふうに思います。

全世界を見渡せば、今の都道府県の規模は、必ずしも小さいということではないのではないかというふうに思います。道州制の議論よりも前に、今の都道府県、市町村の二層制を前提にしながらもっと分権をしてもらわないと、今の中集権的な行政体制がこのまま続いてしまうと、やはり地域の特性を生かした取組はなかなか実現できないというふうに思っております。

これをどう議論していくのかというお話もありましたが、全国知事会においては、地方分権推進特別委員会や地方創生・日本創造本部で国と地方の役割の在り方を検討してきておりますので、そうした本部や委員会を生かしながら、各県知事とも連携して、さらなる国と地方の役割の適正化に向けた取組を進めていきたいと思っております。

ほかの都道府県との広域連携ということですが、いろいろな連携をこれまで進めています。例えば、新潟県、山梨県、静岡県の各県知事とは中央日本四県サミットという形で、それぞれ共通するテーマがありますので、そうした部分について理解を深めて一緒に取り組んできているところであります。観光の振興や山岳の取組で具体的な成果を上げてきているところでございますし、国として広域リージョン連携といったような制度を打ち出してきておりますので、そうした枠組みの活用も含め、他の都道府県との連携の在り方も考え、深めていきたいというふうに思っております。

それから、近県との連携をどういう分野で深めていこうと考えているのかという御質問であります。

他県との連携を考えるときに、地域ごとに既に一体化しているような地域で他県との連携を考えるというケースと、そもそも長野県という法人格が他の県と一緒にになって問題意識を共有して取り組むという、大きく二通りあるのかなというふうに思っています。前者で申し上げれば、観光であったり、医療であったり、例えば、先日環八ヶ岳連携の協議会ができました。北杜市や山梨県側からはもう少し範囲を広げてはどうかという御提案もあるようですけれども、長野県と山梨県が一緒になって観光振興に取り組んでいくということは大変重要だというふうに思っておりますし、県としてもしっかりと一緒に取り組んでいきたいと思っています。

また、医療の分野では、木曽地域の皆さんは中津川方面の病院へも通われていらっしゃいますので、交通アクセスの向上等について岐阜県側と連携して対応していくということが必要だと思います。

例えば、大規模災害時の広域避難、あるいは火山防災対策などは、そもそも地域を特定する

のではなく、県全体で対応していくことが必要だと思います。そうした連携を今後ともしっかりと進めたいと思っています。分野を挙げれば、観光であったり、医療であったり、防災であったり、こうしたところを中心にしながら、幅広く他の都道府県や隣接県と連携していくたいと考えております。

続いて、SNSの国際的な潮流と民主主義、言論の自由との兼ね合いについてという御質問でございます。

世界を見渡すと、例えば、「アラブの春」と言われたような動き、まさに政治運動や社会変革の触媒としてSNSが活用される場面がありますし、国内においても、最近の選挙ではかなりSNSが投票行動に大きく影響を与えるようになってきたのではないかというふうに思っております。これはかなり急速な変化だと思います。

一方で、このSNS上の情報というのは、やはり比較的短期的、感情的な議論になりやすいという側面があると思います。多様な民意に基づいて丁寧な合意形成を図っていくという意味ではマイナスに働く可能性もあるということで、このSNSの普及は、民主主義にとってもろ刃の剣という側面があると考えております。

そうした中で、やはり社会の変化に一人一人の個人が対応していかなければいけない側面がありますので、メディアリテラシー教育の重要性というものがますます高まっているというふうに思っています。いろいろな情報が流れていますが、そうしたもの批判的に読み解く力が一人一人に求められるというふうに思います。

また、SNSのプラットフォームの公共性をどう確保するか。これは、ある意味民主主義のインフラとして一定の規制やルールというものも必要になってくるのではないかというふうに思います。また、SNS上の情報は簡単に国境を越えてしましますので、国際的な協調、国際的な枠組み、こうしたものも必要になってきていると考えております。

SNSを分断の道具してしまうのか、あるいは民主主義の発展に生かしていくのか。これは、まさにそれを活用する私たち一人一人が問われている問題だというふうに思っています。当然、民主主義が発展するために使われなければいけないというふうに思いますので、そうした議論が今後しっかりと行われていくことを願っているところでございます。

全国知事会においても、民主主義のアップデートというテーマを掲げております。選挙においてインターネット利用がされるようになって、こうした側面をどう考えていくかということについても研究会の場で議論を深めて、国に対する提言等を行っていきたいと考えております。

最後に、一時的な空気や声に流されることなく、冷静かつ長期的な視点に基づいた判断を貫くべきだという御指摘をいただきました。

まさにそのとおりだというふうに思います。民主主義におきましては、民意の反映というこ

とが大前提、不可欠だというふうに思います。ただ、今申し上げたように、ネット時代にあつては、どうしても一時的な感情や特定の人たちの声が過大に世の中に伝わっていくといった側面があることは否定できないのではないかというふうに思います。

したがいまして、短期的な声、感情的な思い、そういうことだけでなく、やはり政策決定に携わる立場としては、将来を見据えた責任ある判断をしていくことが重要だと考えております。

特に、今は時代の大きな転換点に当たっているというふうに考えておりますので、いろいろなところで申し上げておりますが、私を含めた政策決定に携わる人間は、やはり将来世代に対する責任ということも深く認識、自覚しなければいけないというふうに思います。財政規律の問題であったり、気候変動の問題であったり、今はよくても、10年後、20年後に大変なことになってしまいというような課題がありますので、そうしたことでもしっかりと念頭に置いて対応しなければいけません。やはり、国においても、長期的なビジョンの下で構造的な改革を行ってもらいたい。これは、知事会長としての思いとしても述べさせていただいておりますし、これからもそうした視点で国に対して意見を申し上げていきたいと思っております。

私としては、短期的な民意もSNSの声も冷静に受け止めながら、長期的な視点と専門的な知見に基づいて政策判断を行っていきたいというふうに考えております。また、県民の皆様方との間では、丁寧な対話を通じて合意形成を図っていく、どうしてこういう方向で進もうとしているのかということを丁寧に説明して理解をいただくといったようなプロセスも、これまで以上に大事になってきているというふうに考えております。県民の皆様方から負託を受けている大変重い立場で仕事をさせていただいておりますので、今後とも今申し上げたようなスタンスで責任を持って政策判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には米国関税の影響の受け止めと県内企業の国際展開支援について御質問をいただきました。

米国との関税交渉の結果、従来より高い関税が継続することとなりました。本県の特徴である精密機械や電子部品、自動車関係の輸出関連事業者にとって、米国は、直接輸出や第三国を経由した輸出を含め最大規模の輸出相手国であることから、受注の減少や価格の引下げ要請などの影響が大きくなることを懸念しているところでございます。

県内企業を対象に7月に実施した緊急アンケートでも、「影響を受けている」または「受けられる可能性がある」と回答した企業が約半数に上るなど、県内企業への影響が顕在化しており、企業への一層の支援が必要であると考えております。

県では、令和5年に策定した産業振興プランに基づき、これまで世界で稼げる県内企業の

海外展開支援を重点的に進めており、海外駐在員事務所を拠点とした企業の海外進出、市場開拓支援、ドイツのフランホーファー研究機構との連携事業などによる国際マーケットのニーズに合った研究開発支援、タイなどの展示会出展支援等を行う新たな販路開拓支援など、企業の国際展開促進に取り組んでおるところです。

加えて、今般の米国関税措置への対応として、6月に物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0を取りまとめ、成長市場であるインドや次世代モビリティー関連技術のニーズが高いドイツなどへの新たな海外販路の開拓を支援するとともに、関税措置の影響を受けても持続的な事業活動が可能となるよう、制度資金の拡充、専門家派遣による企業の課題解決に向けた取組を支援するなど、企業の基盤整備を進める取組を支援しております。

加えて、今回パッケージ2.0への拡充を図り、賃上げ環境の整備や価格転嫁の促進、省エネによる構造転換等の取組を新たに追加するための補正予算案をお諮りしているところです。関税措置や物価高騰の影響を受ける中小企業の皆様を切れ目なく支援するとともに、今後も関税措置の影響を見極めながら必要な対策を柔軟に講じてまいります。

以上です。

[20番丸茂岳人君登壇]

○20番（丸茂岳人君） もろもろ御答弁いただきました。

教育は、優しさとともに、個人を尊重するものでなければならないと思います。そして、時には厳しさを通じて規律や責任感を養い、世の中で活躍できる力、生きる力を育てることが、本当の意味で子供たちに必要であると思います。

そして、何より、不幸な時代に生まれたと思わせるのではなく、いつの時代よりも未来を切り開ける時代に生まれたと実感できる教育を進めていただきたいと思います。長野県がその先頭に立ち、子供たちに希望を与える教育を真っすぐ進めてほしいと願います。

情報伝達が著しく速く、誰もが情報にアクセスできる時代であり、特に、国民感情はセンチメントに流されていくこともあると思います。そういう時代だからこそ、時代の空気や一時的な世論に流されず、冷静で長期的な視点に立った判断が求められると思います。

阿部知事におかれましては、引き続き冷静沈着な判断の下、県政を進めていただき、知事会長として地方の現実を国に訴えるとともに、近隣県との連携を深め、さらなる地方分権の推進に力を尽くしていただきたいと御期待申し上げ、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 次に、続木幹夫議員。

[36番続木幹夫君登壇]

○36番（続木幹夫君） 改革信州、続木幹夫です。順次質問を行います。

まず、伝統工芸品の海外販促について伺います。

今、塩尻市の奈良井宿は、オーバーツーリズム状態です。同時に、木曽漆器の売行きも絶好調であり、外国人観光客は、美術工芸品として高価な漆器を買っていくことがあります。さらに、海外の和食レストランやアンティーク市場では蓋つきのお椀などが美術品として高値で取引されているとのことです。

そこで、この機を捉え、漆器をはじめとした本県の伝統工芸品の海外への販売促進を行ったらいかがでしょうか。その策の一つとして、今、世界中でアニメや侍などの日本文化のブームであり、世界中の至るところで日本文化を紹介するイベントが開催されています。このような場を捉えて、積極的に本県の伝統工芸品の展示即売を図ったらいかがか、伺います。さらには、SNSなどを駆使し、海外への販売促進のノウハウも事業者に対して指導したらいかがか、産業労働部長に伺います。

次に、農村関係人口の創出について伺います。

昨年からの米不足、米価格高騰により、都市住民が農村に出向き、田植や稻刈りなどの稻作体験をして、その対価としてお米をもらう農業体験が急激に盛んになってきています。こうした稻作体験は、以前より大型機械が入りにくい棚田などで行われてきましたが、このたびの令和の米騒動により一層注目されております。一方で、本県の水田は、農家の高齢化などにより、特に中山間地で休耕田が広がってきてています。

そこで、今、改めて農村関係人口の創出が注目されています。農村関係人口とは、農村に住んではいないが継続的に農村と関わりを持つ人々を指す概念で、これは、二拠点居住や移住する定住人口、あるいは観光で一時的に訪れる交流人口とは異なる概念で、農村と都市住民が多様な形で関係を築く人々のことを指します。

このたびの米騒動により、国は減反から米増産に180度転換することとしました。米増産の一策としては、1区画の田んぼの面積を拡大する方策が考えられますが、本県のように、1区画が狭く斜面にある田んぼを合わせて面積を拡大することは、至難であります。そこで、その一手として、農村関係人口の創出の推進が重要と考えますが、農政部長に伺います。

次に、外国人政策について伺います。

今、アメリカをはじめ世界各国で移民排斥運動が盛んになってきています。我が国においても、さきの参院選では、外国人排斥を訴えた党が大躍進いたしました。そして、その政党の候補者から外国人について幾つか主張がありましたので、それらの主張が実際の事象として本県にあるのか、伺います。

- 1、低賃金で働く外国人労働者が日本人労働者の賃上げの阻害要因になっていると主張していましたが、本県においてはそのような実態があるのでしょうか。産業労働部長に伺います。
- 2、国民健康保険に加入している外国人の保険料の収納率は低く、国民健康保険を不正利用

している人が多いと主張していましたが、本県においてそのような実態はあるのか。健康福祉部長に伺います。

3、さらに、生活保護を受けている世帯の割合が日本人より高いというのは事実でしょうか。健康福祉部長に伺います。

4、在日外国人の増加によって日本の治安が悪くなつたと主張していますが、本県における在日外国人の検挙数の推移や現状について県警本部長に伺います。

いずれにしても、我が国の労働力不足は深刻であり、今後ますます外国人の労働力に頼らざるを得ない状況になると思われます。政府は、就業先を変えられない外国人技能実習生制度に加え、令和9年からは、一定の条件の下で転籍や家族の帯同ができる育成就労制度を創設し、実質的な移民政策にかじを切りました。

そこで、5、今後本県においてはこの移民問題についてどのように取り組んでいくのか。また、全国知事会長として、移民問題について政府に対してどのような提言をしていくのか。知事に伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には2問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、伝統的工芸品の海外への販売促進についてのお尋ねです。

伝統的工芸品産業を振興していく上で、販路の維持拡大は重要な課題であると認識しております。特に、外国人観光客の増加や日本文化の再評価などに伴う海外からの旺盛な需要を取り込むことは販路拡大につながる好機であり、そのためには、県内の伝統的工芸品の知名度向上を図ることが必要と考えております。これまで、パリで開催される展示・販売会に出展しているほか、国内でも外国人観光客が多く訪れるホテルや大阪・関西万博会場等において伝統的工芸品の展示などを行ってきたところです。

一方で、県内の伝統的工芸品産地の多くは小規模な事業者で形成されており、自ら海外展開を行うことが困難な場合が多いという実情もございます。そのため、県としては、今後も、海外における展示・販売会への出展や、銀座NAGANOや県内外の宿泊施設など外国人観光客の来訪が期待される場所において展示や製作体験等を行うことにより、伝統的工芸品の海外展開を後押ししてまいります。

また、本年度、伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業において、事業者がECサイトなどを活用してグローバル市場にも対応できる販売体制を整備できるよう勉強会や実際の活用体験を行うなど、ECサイト構築に向けた支援を行う予定であります。加えて、今年度から3年間の計画で、海外の消費者ニーズなどを捉え、先端技術との融合等により、外国人にも受け入れられる

機能性やデザイン性の高い新商品づくりも支援していくこととしております。こうした取組を通じて、伝統的工芸品産地の事業者の皆様に海外市場への関心を高めていただき、海外展開を促進してまいりたいと考えております。

次に、低賃金で働く外国人労働者が日本人労働者の賃上げの阻害要因になっているかというお尋ねでございます。

外国人労働者に対しても日本人同様に労働関係法規が適用されるため、適正な労働条件の確保が求められており、国籍を理由とした賃金や労働時間等労働条件についての差別的な取扱いをすることはできません。また、賃金の水準は労使の交渉によって決定されるものであり、外国人がいるかいないかで決定されるものではありません。

厚生労働省の令和6年賃金構造基本統計調査によると、所定内給与月額の全国平均は、常勤労働者である一般労働者は約33万円で、外国人労働者のみで見ました数字は約24万3,000円となっておりすることから、差が生じておりますが、これを永住者や日本人の配偶者など身分系の在留資格者の給与の平均と比べますと約30万円となっており、雇用される企業規模や就業形態などが様々であることが想定され、一概に外国人の賃金水準が低いとは言えない状況であると考えております。

本県においては、比較的平均給与の高い身分系の在留資格者の割合が高いものの、本県の外国人労働者の調査結果が公表されていないこともあります、一概に外国人労働者が賃上げの引上げを阻害しているか否かを判断することは困難であると考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には中山間地域における水田維持のための農村関係人口の創出について御質問をいただきました。

中山間地域の農業は、狭隘な地形等の条件から、収益性が低く、担い手不足が深刻であり、水田に限らず農地の維持が困難となっていることから、将来の担い手確保にもつながる農村関係人口の創出の重要性がますます高まっていると認識しております。このため、県では、JAや市町村等と連携し、短時間でも農業を経験できる農業バイトアプリの利用促進、オーナー制度やワーキングホリデーなど地域資源を活用した交流・体験機会の提供、生産者等と企業や学校などが連携して水田の保全活動を進める棚田パートナーシップ協定の締結に向けたマッチングなどに取り組んでいるところでございます。

これらの取組に加えまして、昨今の米の関心の高まりを契機といたしまして、稲作に関心のある都市住民やCSR活動に関心のある企業等が参画しやすい取組も検討し、他部局と連携の上、さらなる農村関係人口の創出に努めてまいります。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、国民健康保険に加入している外国人の実態についてでございます。

外国人の保険料収納率につきましては、現時点では都道府県別のデータはございませんが、厚生労働省が昨年行った全国の約150保険者を対象とした聞き取り調査によりますと、国内における外国人の国保収納率は63%であり、日本人を含めた全体の収納率93%と比べ30%ほど低い状況となっております。

そして、国民健康保険制度の不正利用につきましては、毎年県内全ての保険者に対し調査を行っておりますが、これまで本県において不正が疑われる事案の報告はございません。

次に、生活保護受給世帯の割合についてでございます。

世帯主が日本人である場合と外国人である場合とで比較可能な令和2年10月の国勢調査時点では、県内の日本人世帯に占める生活保護受給世帯の割合は1.1%でございました。

一方、世帯主が外国人である生活保護受給世帯の割合は2.1%となっており、世帯比率で見た場合、生活保護を受けている外国人世帯の割合は日本人世帯よりも若干高くなっています。しかしながら、そもそも外国人世帯数は全体の1.8%程度であり、統計上数値の振れ幅が大きくなりやすいことから、日本人と外国人の受給世帯の割合に有意な差があるとの判断は現時点では難しいと認識しております。

以上でございます。

〔警察本部長 阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 来日外国人犯罪について御質問をいただきました。

令和6年中における県下の刑法犯及び特別法犯の総検挙件数は4,148件で、そのうち来日外国人に係る件数は346件、約8.3%を占めております。過去10年間を見てみると、総検挙件数に対する来日外国人の検挙件数の割合は年ごとに増減しており、そこに明確な傾向は見られませんが、いずれも10%未満で推移しているところであります。

県内における来日外国人による犯罪への対応といたしましては、関東圏からベトナム人犯罪グループ等が流入し、太陽光発電所などを狙った金属盗やドラッグストアなどの大量万引き等を、組織的に、かつ連続して敢行している状況が一部に見られるところであります。

こうした実態を踏まえ、県警察といたしましては、他県の警察との情報共有、その他連携を図りながら取締りを推進しているところであります。

〔知事 阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には外国人政策について御質問を頂戴いたしました。

本県に暮らす外国人県民の方々は昨年末現在で4万6,000人を超えており、この状況で過去

最高でありますし、10年前と比べて約1.5倍に増加しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表いたしました日本の将来推計人口によれば、2070年には我が国総人口の約1割を外国人が占めるという予測も示されています。

こうした状況を踏まえて、外国人材の受け入れや外国人との共生を真剣に考えるため、今年の6月に有識者によります長野県外国人政策検討懇談会を設置し、さらに、7月には、外国人県民の生活や雇用、外国人児童生徒の教育など幅広い課題解決に全庁を挙げて取り組むという観点で、私を本部長とする長野県多文化共生推進本部を立ち上げたところでございます。

外国人の受け入れは、人手不足の緩和、あるいは様々なイノベーションに資する可能性がある一方で、国としての明確な方針を欠いたまま拡大し続ければ、諸外国の移民政策の失敗が我が国でも繰り返されかねないというふうに思っております。すなわち、外国人にとって居心地の悪い社会を生み、排外主義を助長するなど、日本の社会に深刻な分断を招くおそれがあります。そのため、まさに続木議員からいろいろ御質問をいただきましたが、エビデンス、データに基づいた国民的な議論と国における明確な戦略の確立が不可欠だというふうに考えております。

折しも、本日の日経新聞の朝刊の社説にも、自民党総裁選に関連して、外国人政策は実態把握し冷静な議論をという社説が掲載されておりますが、私も基本的には同じような考え方でございます。これまで、国は、言い方は悪いですけれども、社説にも書かれているので申し上げれば、やはり外国人への対応を自治体にほぼ丸投げで、我々都道府県や市町村が一生懸命対応しているというのが今の現状だというふうに思っております。国には今こそしっかりと対応を行っていただくことが重要だと思っております。

これまで、全国知事会においても、外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言を行わせてきていただいております。様々細かい提言もありますが、やはり今我々として求めておりますのは、一つは外国人の受け入れに関する基本戦略、これはしっかりと国が取りまとめることが必要だというふうに思います。

それから、多文化共生施策の根幹となる体系的、総合的な基本法、外国人の生活者としての対応は我々都道府県、市町村が担わなければいけないわけでありますが、こうしたものを体系立ててどういう取組で進めるのか、国としては何を選ぶか、こうしたもののが必ずしも明確でない中で我々自治体側が一生懸命取り組んでいると。まさに、ほかの分野でもこういうことはありますが、自治体側が先行して国の取組が遅れているという典型的な分野の一つだというふうに思っています。

また、縦割りで対応されては困りますので、出入国在留管理庁とは別に多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置するよう求めているところであります。総裁選の候補者にも、外国人政策についてはしっかりと対応してもらいたい。また、各政党にもそうした提言をさせていた

だいております。ほとんどの知事が同じような思いでありますし、知事だけではなく、市町村の皆さんもかなり対応に苦慮している部分がありますので、この点は引き続き全国知事会としてもしっかり国に対して求めていきたいと考えております。

以上でございます。

[36番続木幹夫君登壇]

○36番（続木幹夫君）陶器はChina、漆器はJapanと英語表記されるように、漆器は日本を代表する伝統工芸品であります。2028年に、本県において国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が開催されます。長野冬季オリンピックでは、漆を施したメダルがつくられ、評判を呼びました。3年後に開かれる信州やまなみ国スポ・全障スポにおいても同様に漆を施したメダルを作製することは、本県の伝統工芸品の振興にも資することになると思いますので、これは観光スポーツ部長への要望として申し上げたいと思います。

外国人政策につきましては、るる答弁をいただき、外国人排斥の主張が事実である事項もあるし、または根拠のない主張であることも分かりました。犯罪の状況については推移と現状を答弁いただきましたが、例えば、これまでの外国人技能実習生制度では転籍が認められていなかったので、雇主にパワハラなどを受けても、耐えるか、辞めて帰国するか、脱走するしかないのですが、大きな借金を背負って来ているので帰国することもできず、脱走し、不法滞在者となり、犯罪を犯してしまうというケースも多くあるということです。

今、自民党の総裁選で、候補者による討論会が行われています。そして、その中の一つの大きなテーマとして外国人対策が挙げられています。今、我が国や政府・与党は様々な問題や課題を抱えていますが、外国人問題がこれらの課題に対してのスケープゴートにされているようと思われて仕方ありません。知事からの答弁もありましたが、知事におかれでは、全国知事会長として、外国人政策についてしっかりとその実態を把握し、国に対して提言していただきたいと思います。

次の質間に移ります。次に、国民保護法に基づく弾道ミサイルを想定した住民訓練について伺います。

去る8月2日、須坂市において、日本大学危機管理学部中林准教授による国民保護に関する状況と現状と課題についての講演が行われ、引き続き弾道ミサイルの国内飛来を想定した避難訓練が行われ、私も参加してまいりました。

中林准教授によると、他国との戦闘状態になった場合、内陸部にある本県においては、海岸からの敵兵の侵入や戦闘機による空爆よりも、ウクライナのキーウがそうであるように、弾道ミサイルによる直接攻撃の可能性が高い。そこで、本県においては、弾道ミサイル飛来時に備えての避難訓練が必要であるとの説がありました。そして、中林准教授が説く避難行動として

は、Jアラートが鳴ったときには、屋外であれば、物陰に身を隠し、頭を手で覆ってしゃがみ込み、避難するのが有効だとして、こうした避難訓練も行われました。

確かに、北朝鮮からは度々日本海側に向けてミサイルが発射され、2017年には日本列島を越えて日本の上空を通過し、太平洋上に落下した事案がありました。このとき、政府はJアラートを発出し、北海道や東北、北関東などの12道県の住民に避難を呼びかけました。しかし、Jアラートが発出されたときには既に日本列島の上空を越えていたことであり、仮に北朝鮮が直接日本のどこかに狙いを定めてミサイルを発射したとして、日本列島のどこに着弾するのかをスーパーコンピューターで判断するにしても10分以上かかるとされていて、また、着弾が予想される範囲も広範囲となるので、Jアラートが発出されてから避難行動をしても全く間に合わないのであります。

今、国際情勢は非常に不安定で、日本も他国との紛争に巻き込まれる可能性は絶対にないとは言い切れませんし、北朝鮮からのミサイルも、軌道を外し日本に誤って着弾する可能性はゼロではないと思われます。しかし、ウクライナやガザの状況をネットやテレビ報道による映像で見る限り、日本が他国と戦闘状態になり、Jアラートが頻繁に鳴る状況になったとき、そのたびに物陰に身を隠し、頭を手で覆ってしゃがみ込むような避難行動は、全く現実性がないと思います。

軍事アナリストの小川和久氏は、弾道ミサイルの飛来までの時間が約10分以内と極めて短く、現実的に住民が安全な場所へ避難するのは困難であると指摘し、訓練は実際の防衛手段としては限界があると述べています。また、内閣官房副長官補で安全保障専門家の柳澤協二氏は、Jアラートが鳴ってから数分で避難するという前提自体が非現実的として訓練の実効性に疑問を呈し、こうした訓練が戦争を前提とした社会づくりにつながる危険性もあると警鐘を鳴らしています。

昨日、西沢議員のこの避難訓練についての質問に対して、危機管理部長からは、訓練は大変好評であり今後も行いたいとの答弁がありました。

そこで、知事に伺います。今回須坂市で行われたような避難訓練は実効性があると思われますか。そして、さらに今後もこうした避難訓練を行う所存か、知事に伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、実効性があるのか、これからも行うのかという御質問でございます。

御指摘にありましたように、弾道ミサイルは発射から10分もしないうちに到達する可能性もあるというふうに言われていますが、一方、その到達するまでの間に少しでも被害を軽減するような行動を取っていただくということも大事だというふうに思います。爆風や破片等による

被害を避けるための迅速な避難行動を取っていただくための取組はやはり必要ではないかというふうに思っています。緊急一時避難施設、あるいはコンクリート造り等の頑丈な建物、あるいは地下施設への避難、こうしたことを探るだけでなく、例えば、屋内では窓から離れる、あるいは爆風で割れる可能性がある窓ガラスからは離れるなど、避難施設に逃げ込まないまでも、自分の安全を守るための行動というものはあります。そういう意味で、こうした避難行動が県民自らの被害を最小化させるためには有効だというふうに思っております。そのための訓練には実効性があると考えております。

万が一の事態が発生した場合、県民の皆様方の安全・安心を守ることは私どもの責務であります。我々も、画一的な訓練をやるつもりはありません。やはり実効性があるような訓練にしていくという努力は必要だと思います。今後とも、国や市町村と連携して、住民避難訓練についても引き続き取り組むとともに、より多くの県民の皆様方に避難行動の重要性を理解していただくことができるよう啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

[36番続木幹夫君登壇]

○36番（続木幹夫君） 知事からは予想したとおりの答弁をいただきました。私は、有事に備えた避難訓練は全く必要ではないと言っているのではありません。どうせ税金を使ってやるならば、もっと実効性のある訓練をするべきだと思います。

私は、この訓練の真の目的は、国民の危機感をあおり、防衛費の増大を納得させることにあると思います。防衛力の増強については、トランプ大統領の要請もあって下げられない面もあると思いますが、このたび須坂市で行われたような訓練によって防衛費の増加を国民に納得させるのではなく、政府はどれだけの装備でどのように防衛力を強化するべきかについて国民に対し議論と説明を尽くして防衛力の強化を図るべきであるということを申し上げて、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 次に、小林君男議員。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君） 森林づくり県民税を活用した再造林面積について、令和5年度は計画どおりに実施できたものの、令和6年度の実施率は計画の57%という厳しい実績となりました。そして、令和7年度の見通しも、580ヘクタールに対して52%、300ヘクタールと示され、目標達成は困難であるとのさらに厳しい報告がされています。これらの状況を勘案すると、令和9年度には900ヘクタールまで増える今後の再造林計画面積の激増に対応していくのかとの疑問と懸念が大きく増してきています。

そこで、林務部長に伺います。

再造林の令和6年度実績と令和7年度の見通しにおける計画数値と実績数値とがあまりにも乖離している原因をどのように分析しておられますか。また、令和8年度の目標を達成すべく、その具体的対応策をどのように講じられていきますか。伺います。

主伐・再造林事業を円滑に進捗させるには、伐採樹種の収益性や地元事業体などの理解、植林地域の地形、林業人材の確保と育成、苗木の確保、植林の機械化、ニホンジカなどの食害の防止策といった様々な課題要因を一つ一つクリアにしていかないと目標達成には至りません。

県は、長野県森林づくり県民税に関する基本方針を作成するに当たり、これらの様々な課題要因を考慮、検討するとともに、全県にわたって地域ごとに再造林面積を積み上げた上で県全体としての再造林計画をつくり上げたのか、疑問を抱かざるを得ません。県は、基本方針を作成するに当たり、これらの課題要因を解決するため詳細かつ綿密な検討を行ったのか。また、行ったのなら、具体的な検討方法、検討内容について説明を求めます。

主伐・再造林事業を進める上で、課題要因は幾つもありますが、その中で、主な要因としては、私が過去から一般質問や委員会で県の見解をただしてきている林業の担い手不足が挙げられます。

県の森林づくり指針によると、急激な右肩上がりの再造林目標を達成するための林業就業者数を、令和3年度の1,499人から、令和9年度までの6年間で100人の増員を図り、最終的には1,600人を目指すとしていますが、果たして100人程度の増員で目標達成ができるのか。再造林面積が令和5年から令和9年度までに3.6倍も伸びるのに対して、林業就業者数は僅か1.07倍しか伸びないので、幾ら機械化によって効率化や省人化が図れるとしても限りがあり、結局は担い手不足が再造林が進まない大きな原因となっているのではないかと考えます。令和9年度における900ヘクタールの計画目標を達成するには1,600人で足りるとする県の合理的理由、根拠について説明を求めます。

次に、知事に2点伺います。

本県の森林・林業行政の最重要課題であるとともに、森林づくり県民税活用事業の中心である再造林の加速化が大幅に遅れている状況となっていることに対して、知事は、県民みんなで森林づくりを支えるという意識の醸成を主な目的とした県民税の徴収者として、県民に情報の開示を隨時積極的に行うとともに、きちんと説明責任を果たし、主体的に事業の進捗を図っていくべきと考えますが、見解を伺います。

県民会議などで示された森林づくり県民税に関する基本方針は、令和5年度から10年かけて、令和14年度には再造林面積を年間1,250ヘクタールに増やし、再造林を80年サイクルで更新する仕組みを構築することを前提に作成されていますが、大きく乖離している実態を直視すると、そもそも実現の可能性を度外視した机上のプランであったがために、実際に目標を達成するに

は相当無理があったのではないかとの指摘もあります。

具体的には、令和5年度から令和9年度までの進捗スピードはそれ以降の3.2倍となっており、この期間は第4期森林づくり県民税の徴収時期と重なることから、この再造林計画は、現場の実態や能力を軽視し、毎年プラス160ヘクタールを激増させる過大な計画であり、森林づくり県民税を継続させることを意図して作成したものとの疑惑が浮上してきます。この疑惑に對しての見解を求めます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 私には3点の御質問を頂戴しております。

再造林計画と実績の乖離の原因分析と対応策についてでございます。

再造林計画の遅れは、地域ごとの主伐の進捗差が大きく影響しているものと分析しております。特に、急峻な地形や伐採樹種による収益性の違いに加えまして、林業事業体が間伐中心から主伐へと移行を進めるに当たりましてノウハウ不足による不安や懸念が大きいことが要因の一つと考えられます。また、国全体の厳しい財政状況の中で、要望に見合う予算が確保できていないことも遅れの一因となっているというふうに考えております。

令和8年度の目標達成に向けましては、まず国に対して公共造林予算の拡充を求めていくとともに、主伐・再造林の事例集を作成いたしまして、林業普及指導員による事業体訪問を強化させていただくことで林業事業体の不安や懸念の解消に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、再造林計画の検討方法と内容についての御質問でございます。

再造林面積の目標は、県内の民有林約69万ヘクタールのうち、生産性に優れました林業経営に適した森林約10万ヘクタールを対象とし、植林後おおむね80年での伐採を想定して設定したものでございます。これによりまして、持続的な森林の育成サイクルの確立と生育年数の平準化を目指したものでございます。

目標設定に当たりましては、人材の確保、作業の生産性向上、苗木の確保など複数の課題を総合的に検討したところでございます。例えば、苗木の確保では、増加する県産苗木の需要に応じた生産体制の整備や不足時への対応についてもその実効性を確認させていただいたところでございます。

検討に当たりましては、林業関係者や関連分野の専門家の皆様との議論を重ねまして、その結果を踏まえて基本方針を策定し、また、策定に際しましては、みんなで支える森林づくり県民会議、また県民説明会、パブリックコメント等を通じまして、広く御意見をいただきながらそれらを反映させていただいたところでございます。

最後でございます。林業就業者数の目標に関する合理的根拠についての御質問です。

林業就業者数は、再造林の植栽や下刈りに加えまして、伐採や病虫害対策など森林整備全体に及ぶため、作業ごとの実施見込み面積に単位当たりの必要となる人工数を乗じまして総作業量を算出し、さらに年間の平均就業日数を考慮いたしまして必要な人員を算定しております。主伐・再造林の進展により、一部の作業量は増加いたしますが、森林の高齢化に伴いまして間伐対象面積は減少するため、森林整備全体の作業量が大幅に増えることはないものというふうに見込んでおります。

加えまして、機械化によります地ごしらえや下刈りの省力化を講じることを前提としており、これらの条件を踏まえ、全体として1,600人で対応可能と算定したものでございます。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、再造林の加速化が遅れている中で、県民の皆様方への情報開示と説明責任を果たして取り組むべきという御指摘でございます。

森林づくり県民税につきましては、これは県民の皆様方、県議会の皆様方にも、使途も含めて考え方をお示しした上で、超過課税として御理解、御負担をいただいているものであります。そういう意味では、一般的な計画目標とはやはり重みが違うものというふうに私自身は考えております。

現在、森林づくり県民税活用事業の中で大きなウエートを占める再造林の加速化について、計画どおり進捗していないということについては、重要な課題だというふうに受け止めているところでございます。要因は、先ほど林務部長から答弁したとおり、急峻な地形や伐採樹種による収益性の差異、あるいは林業事業体のノウハウ不足による不安や懸念等が考えられますが、こうした要因の一つ一つにしっかりと向き合って対応していくことが必要というふうに考えております。こうした課題におきましては、県民会議等も通じて、情報開示、説明責任を果たすべく取り組んでいきたいと考えております。

続いて、森林づくり県民税の継続を前提に過大に設定したのではないかという御指摘でございます。

今申し上げたように、今回の計画との差異の要因についてはしっかりと向き合って要因分析、説明責任を果たしていきたいというふうに思っておりますが、目標の設定に当たりましては、人材確保や生産性の向上、作業の省力化、苗木の安定供給など、林業を取り巻く状況も踏まえ、林業関係者や専門家の皆様方とも議論を行った上で可能性を検討してきたところでございます。

こうした議論を経て策定した計画については、県民会議にもお示しし、御了解をいただいたところであります。適切に策定されたものというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） いずれにしましても、県民からお預かりしているお金であるという原点は絶対にぶれることなくよろしくお願ひしたいと思います。

そして、改めて知事に2点伺います。

再造林の計画と実績が大きく乖離している実態を見たとき、今後10年かけて80年サイクルで更新する仕組みを構築する指針はそもそも無理があったのではないかでしょうか。今、急速な地球環境の激変に対して、主伐による木材供給などを中心とした林業の成長産業化を主に追求するのではなく、森林の公益的機能や持続可能性も併せて重視することが大きく求められています。基本方針の内容を実現可能なものに見直すことを手始めに、指針の手直しなど、県の森林・林業施策の再検討にも着手されたらいかがでしょうか。見解を伺います。

令和6年度の再造林面積の達成率は57%でしたが、予算の執行率は80%となっています。県民からさらなる負担を仰ぐことなく再造林経費の負担軽減などを図っていくためには、国による予算の拡充が求められます。

森林環境譲与税の交付基準が都市部に多額に配分されるなど、森林整備に安定的な財源確保策としてふさわしいのかと林業経営者からも疑義が示されています。森林を有する自治体が体制整備や森林整備に活用できるようにさらなる交付基準の見直しを求めるとともに、国に安定的に公共造林予算の拡充を図るよう強力に求めていただきたいと考えますが、見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、基本方針の内容を見直しし、森林・林業施策の再検討に着手すべきだと考えるがどうかという御質問でございます。

今申し上げたように、森林づくり県民税を活用した再造林の加速化については、まず遅れている要因をしっかり分析しなければいけないというふうに思っております。その上でこの施策推進に力を入れていきたいというふうに思いますが、そうした中で、この基本方針についても、必要があればその見直しを検討していかなければいけないというふうに考えております。

最後に、再造林に向けた安定的な財源確保を国に求めることについてという御質問でございます。

森林整備は、国土保全や脱炭素社会の実現に直結する極めて重要な課題だというふうに考えております。その推進には、安定的かつ持続可能な財源確保が不可欠だというふうに考えておりますので、まずは公共造林予算の一層の拡充についてしっかりと国に求めていきたいと考えております。

森林環境譲与税につきましては、県議会も含めて長野県として要望を行ったこともあって、令和6年に交付基準が改正されています。私有林人工林面積のウエートが上がって人口のウエートが下がったということで、都市部に配分される額が減って地方部に増える形になっているということで、我々が求めている方向に改善されたところでございます。

そうした意味で、まずは市町村での活用状況等も丁寧に把握しながら円滑な制度運用を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君）長野県の森林行政においては、過去、現場の実態を無視し、現場の能力を超えた過大な計画をつくり、結果として現場に過大な要求を押しつけ、痛恨の極みとも言える事件を引き起こした歴史があります。林務部をはじめとする県行政におかれでは、それらの教訓をしっかり踏まえられ、あの事件と同じ病巣や体質は全く残っていないと確信しております。

本県の森林・林業施策が山師事業に決して踏み込まないことをお願い申し上げ、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後3時2分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水純子議員。

[39番清水純子君登壇]

○39番（清水純子君）公明党長野県議団、清水純子です。それでは質問させていただきます。

本県において、人口減少は待ったなしの課題であり、とりわけ若い世代の女性が県外に流出してしまう現状があります。女性が安心して学び、働き、子育てをして、そして生涯にわたり暮らし続けたいと思える地域づくりは、長野県の持続的な発展に不可欠であります。しかし、現状を見ますと、労働雇用環境、子育て支援、地域の安全、防災体制など多岐にわたる分野で、まだまだ改善の余地があると考えております。そこで、女性に選ばれる長野県の実現に向けて課題を明らかにし、具体的な提案をさせていただきます。

現在、本県の女性賃金水準は男性の約72.8%と、全国ワースト3位となっており、特に、正規、非正規の格差や管理職比率の低さが顕著です。所得向上と経済的自立は、女性から選ばれ

る地域の大きな柱になります。しかし、現実的には、キャリアアップ機会の不足や賃金格差の是正策が限定的であり、若年女性の県外への流出の要因となっていると考えます。

そこで、県内企業における男女別賃金水準や管理職比率を見る化し、積極的に改善努力を促す制度を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、結婚、出産、育児後も働き続けられる再教育プログラムやキャリアチェンジを支援する女性リスクリングプログラムを創設し、全県的に展開することを提案しますが、いかがでしょうか。

加えて、場所や時間を選ばない働き方を可能にし、子育てや介護、仕事との両立を目指す女性にとって、デジタル技術を活用した働き方の推進は魅力を高める力にもつながると考えます。

デジタル人材不足が叫ばれる中、女性デジタル人材育成が県内の市町村で進められております。女性たちの声からは、新しい働き方の可能性が広がった、子育てしながらスキルを生かせると、前向きな声も上がっております。しかし、これらの取組が地域ごとに点在しており、県全体での横展開が十分に図られておらず、県としての支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。加えて、育成した女性人材を県内企業や地域課題の解決にマッチングする出口戦略の構築を県として積極的に進めていきたいと思いますが、御所見を伺います。

テレワークやフレックスタイム、副業や兼業制度は大企業を中心に進む一方、中小企業では導入が遅れています。制度導入のノウハウ不足やコスト負担が中小企業の柔軟な働き方の推進を阻害しております。中小企業の多様な働き方、柔軟な働き方の導入支援を県はどのように体系化し、進めていくのか、具体的に伺います。

また、テレワーク拠点や子連れ出勤可能な職場環境づくり等を助成し、さらなる働き方の柔軟な環境づくりを進めていくことを提案しますが、いかがでしょうか。以上、産業労働部長に伺います。

若い女性が流出する理由の一つに、子育て支援の柔軟性にも不足があります。延長保育、病児保育、夜間保育など多様な保育ニーズに応える環境整備が都市部に比べて遅れているのが現状です。子育てと仕事の両立が難しい地域ほど若い女性の流出が進みます。これら多様化する保育サービスの地域格差是正に向けた財政支援と人材確保の強化について、県の考え方と取組をこども若者局長に伺います。

あわせて、女性が安心して出産、育児に臨めるよう、産科医不足と安全な出産環境の整備について、現状と具体策を健康福祉部長に伺います。

夜間や災害時の避難所運営、防犯環境等、安心して暮らせる地域でなくては女性は地域に定着しにくくなります。女性の安全を守る体制整備を県は具体的にどう進めていくのか、警察本部長に2点伺います。

第1に、女性の夜間の安全確保について、防犯灯、街頭カメラの重点整備地域を明確化し、

街頭防犯灯の設置や駅やバス停周辺の見通し改善、AI防犯カメラや防犯アプリの活用など、市町村と連携しながら進めるべきと考えますが、御所見を伺います。

第2に、デジタル社会での安全確保について、SNSを通じた性被害や悪質な迷惑メール、詐欺被害が増加しております。若年層や女性に対する啓発・相談体制の強化が必要と考えますが、現状を伺います。

現在の移住政策は家族層向けのものが中心で、女性の単身者やリモートワーカー向けの支援が薄いのが現状です。ターゲット層別の戦略不足が女性移住者獲得の障壁になっていると思います。

例えば、女性単身者向けの住居支援や地域交流プログラムの整備も必要ではないかと考えます。キャリア、暮らし、文化を一体的に発信し、首都圏での女性向け移住フェアの開催やSNS広報の強化を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。単身女性を含めた女性向けに特化した移住・定住促進を県は今後どのように展開していくのか。企画振興部長に伺います。

知事に伺います。

現在、本県では、女性にとって魅力ある地域づくりを目指して、多岐にわたる施策が展開されていることは承知しております。しかし、現状では、これらの課題ごとに所管部署が異なり、いわゆる縦割りの中で施策が進められており、総合的、一体的な戦略が見えにくい状況にあると思っております。

本来、女性が長野県で暮らして働きたいと感じるためには、雇用や生活、子育て、地域の魅力といった分野で選択肢のある地域づくりが求められており、これらを横断的に組み合わせた包括的アプローチが不可欠であります。

そこで、質問いたします。

現在、男女共同参画推進本部が設置されておりますが、女性に選ばれる長野県の実現を目指して、各部局の施策や取組をより全庁横断的に推進するための司令塔として、信州女性政策推進監、仮称でありますけれども、この設置を提案いたしますが、いかがでしょうか。

そして、この推進本部において施策を一体的に推進するため、成果指標を明確化し、成果を見る形で公表していくことについて御見解を伺います。また、県内企業、団体、市町村、教育機関との連携体制を強化しながら女性に選ばれる長野県のブランド戦略を構築していくべきと考えますが、御所見をお聞きいたします。

2030年には超少子高齢化社会が到来するとされております。2024年の調査で、長野県での消滅可能性自治体に該当する市町村は26自治体とされております。その原因是、20代から30代の女性の人口減であります。2024年1月の人口戦略会議においても、これまでの対応に欠けていたものとして、若者、特に女性の意識や実態を重視し政策に反映するという姿勢が十分でな

かったとしております。

知事は、全国知事会長就任の際の柱の一つにジェンダー平等の推進を掲げておりますが、足元の長野県の現状評価と今後果たすべき政策をどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には女性に選ばれる長野県の実現に関して3点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、県内企業における男女別賃金水準等の見える化に関するお問合せです。

女性活躍推進法により、従業員数301人以上の企業には、男女間賃金差異や女性管理職比率について公表が義務づけられております。さらに、来年4月からは、従業員101人以上の企業に対象が拡大されることとなっております。

また、国においては、女性の活躍・両立支援総合サイトに、女性の活躍推進企業データベースとして、登録企業の男女賃金の差異や管理職に占める女性労働者の割合などの情報を掲載し、学生や求職者が閲覧できるように公開されております。

一方、県においては、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証要件として、直近3年間の従業員の男女賃金差異の分析・公表を実施していることや、課長級以上に占める女性の割合が厚生労働省算出の産業別平均値を上回ること、女性役員の1人以上の在籍などを要件として設けており、認証企業は、女性活躍に向けた積極的な事業者であることを学生や求職者にPRできるとともに、認証取得に向けたプロセス自体が自社の女性活躍への取組度合いを再認識するよい機会になっております。

御提案の見える化を進めることは、男女の賃金差異の解消等が進んでいない企業の取組を促す効果があると考えており、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問等を通じ、企業データベースへの登録、アドバンス認証の取得を促進することで、国制度等と連動した見える化の取組を進めてまいりたいと考えております。加えて、さらなる女性活躍の促進に向け、今後県外から人材を招致するなど、外部人材の活躍も視野に入れた女性役員の登用を促す仕組みや、女性管理職の育成に向けた取組を併せて進めることを検討してまいりたいと考えております。

次に、女性のキャリアチェンジ等の支援、育成した人材の出口戦略についてのお尋ねです。

女性のライフステージの変化に対応したキャリア形成支援のため、県では、各機関と連携し、リカレント、リスキリングの支援の取組を行っております。具体的には、在職者のスキルアップを図るため、女性のためのキャリアアップ講座等を実施するとともに、求職者のキャリアチェンジに向けて介護福祉士や保育士等の資格取得講座を開設しており、その受講者の約7割を女性が占めるなど、多くの女性に活用いただいているところです。今後もニーズに応じた講

座を開設するなど、女性のキャリアアップに取り組んでまいります。

次に、女性デジタル人材の育成についてです。

県では、女性デジタル人材育成事業を実施し、デジタルスキルの習得支援を行っています。また、県内自治体においても、佐久市や塩尻市などで独自に女性デジタル人材の育成支援が行われています。県としては、令和5年度から市町村を対象とした勉強会を開催し、こうした県内各地の好事例を広める支援を行っております。

その上で、重要なのは、これらの事業により育成された女性デジタル人材が企業や地域において活躍されることです。このため、県では、これらの事業で育成されたデジタル人材と企業のマッチングを地域就労支援センター「J o b サポ」において行うとともに、企業に対してデジタルスキルと親和性のある業務の切り出しを支援し、切り出された業務を育成された人材が業務受託できるよう、J o b サポにおいてマッチングする体制を整えております。

また、信州スタートアップステーションでは、女性起業相談窓口の開設や、女性起業家同士のコミュニティー形成を目的としたセミナーを開催するなど、「寄り「S O U」」をコンセプトに女性起業家の育成に取り組んでいるところです。

今後も、女性のキャリア形成につながる育成の場と、出口戦略としての就業、起業までの一體的な取組を充実させ、県内各地における人材育成の取組と女性活躍の場の創出を積極的に行ってまいります。

最後に、多様で柔軟な働き方導入に向けた支援とテレワーク拠点についてのお尋ねです。

女性をはじめ、誰もが能力を十分に発揮し、安心して働ける職場環境づくりを進めることは、県内への就職者を増やすためにも大変重要な取組であり、県では、企業の取組状況の段階に応じた支援を実施しているところです。

取組初期の企業に対しては、社員の子育て応援宣言への登録推奨による社内の機運醸成をはじめ、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問して助言等を行い、先進企業への見学やテレワークなど多様な働き方制度の導入を支援し、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証などにつなげております。

認証を取得した企業に対しては、男性社員の育児休業取得に対して支給するパパ育休応援奨励金への一定額の上乗せや、制度資金の金利優遇措置などのメリットを提供することで、継続的な職場環境改善への取組を後押しするとともに、県の「ながのけん社員応援企業のさいと」に掲載し、県内外の学生や求職者に対し働きやすい職場環境づくりに率先して取り組む企業として発信しております。

さらに、今後は、職場環境改善に向けた自社の取組の優位性や課題を点検できる仕組みの検討を行うなど、県内企業において働きやすい職場環境づくりが一層進むよう支援してまいりま

す。

また、御提案いただいたテレワークや子連れ出勤ができる環境につきましては、多様な働き方の選択肢の一つになるものですので、県内に100以上あるテレワーク拠点の活用に向けた周知を図ることに加え、引き続き職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により企業のテレワーク導入への取組を促すとともに、子連れで仕事ができる職場環境づくりへの企業理解の醸成を図ってまいります。

その上で、それらの活動を進める中で丁寧に企業や労働者のニーズを酌み取り、さらなる支援の方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には保育サービスの地域格差是正に向けた財政支援と人材確保の強化に関する県の考え方と取組について伺っていただきました。

多様な保育ニーズに応じたきめ細かなサービスが居住地にかかわらず受けられることは、子育てと仕事の両立を進める上で大変重要であると認識しており、県では、提供体制の充実に取り組む市町村等に対して様々な支援を行ってまいりました。

まず、延長保育、病児保育等の多様な保育サービスにつきましては、保護者の就労形態や家庭の事情に対応した保育体制の整備に要する人員配置や施設運営等の経費について、子ども・子育て支援交付金を通じ、市町村へ補助しております。

また、近年の3歳未満児保育のニーズに対応するため、私立園のゼロ歳・1歳児クラスに加配する保育士の人事費を県独自に補助するとともに、保育士資格取得を目指す方への貸付制度の拡充、保育士・保育所支援センターによる求人、求職のマッチング支援等により保育人材の確保にも取り組んでおります。

今後とも、保育の実施主体である市町村で多様な保育ニーズに応じた体制整備が進むよう、子育て支援合同検討チームで優良事例の共有や市町村連携を推進していくための検討等を行い、子育て世帯への支援が充実するよう取り組んでまいります。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には周産期医療体制の整備についてのお尋ねでございます。

県では安全な医療の提供を目指しており、女性が安心して出産に臨めるよう、医療提供体制の整備による安全の確保が極めて重要であると認識しております。しかしながら、県内の産科医師の状況は、国の分娩取扱医師に関する偏在指標によれば、全国36位の相対的医師少數県に位置づけられており、産科医の確保が課題となっております。

そこで、県では、産科医確保のため、臨床研修医を対象とした研修資金の貸与、ドクターバ

ンクを活用した県内医療機関への就職支援を行っております。また、産科医が安心して働き続けられるよう、分娩手当の支給や勤務環境の改善に向けた医療機関への支援にも取り組んでおります。

また、周産期医療提供体制につきましては、平成12年に構築した長野県周産期医療システムにより医療機関間の連携を進めることで安全な出産ができる体制を整えてまいりました。

その一方で、近年の少子化による分娩件数の減少、医師の高齢化、医療機関の経営難などを背景に、分娩を取り扱う医療機関の減少が進んでおり、現在の体制を維持することが困難になりつつあります。

こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じた安心・安全な周産期医療の確保に向けて、他分野に先行して、今年度より周産期ワーキンググループを開催し、県内の関係者と共に今後の医療体制について検討を開始したところでございます。引き続き、安全な周産期医療体制の構築に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

[警察本部長阿部文彦君登壇]

○警察本部長（阿部文彦君）女性の安全を守る体制整備について2点御質問をいただきました。

まず、防犯灯、街頭防犯カメラの整備や防犯アプリの活用、市町村との連携等についてお答えいたします。

県警察では、女性等の夜間における安全の確保のため、見せる警戒をはじめとする街頭活動の強化のほか、警察庁において策定した防犯灯による必要な照度の確保、道路、公園等の見通し確保など、犯罪防止に配慮した環境設計の基準である安全・安心まちづくり推進要綱に基づき、自治体、学校、事業者等の関係機関と連携して、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進しているところであります。

具体的な取組といたしましては、市町村等に対する街頭防犯カメラ設置の働きかけ、市と合同による防犯カメラの点検、夜間の犯罪発生場所における防犯灯設置の働きかけ、長野県安全で安心なまちづくり検討会への参画など、犯罪防止に配慮した環境設計を関係機関・団体等と連携して取り組んでおります。

加えて、本年2月3日から運用を開始した長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」には、不審者や痴漢に遭遇した際、音や画面表示などで警告し、助けを求めることができる防犯ブザーと痴漢撃退機能などの機能が備わっており、これらの機能を紹介、周知を図っているところであります。県警察といたしましては、引き続き、県内に居住し、または県内で勤務されている女性の御意見も踏まえながら、関係機関・団体等と連携して所要の対策を推進してまいります。

続きまして、デジタル社会での安全確保、若年層や女性に対する啓発・相談体制についてお答えいたします。

県内におきましても、スマートフォンでのSNSの利用等に関連して、若年層や女性が犯罪の被害に遭う事例が発生しておりますことから、啓発を進めているところであります。具体的には、県警ホームページなどを活用して注意喚起を行っているほか、インターネットやSNSを利用する機会が多くなる小中高校生を対象に、情報モラル教育を実施しているところであります。

また、相談窓口といたしましては、警察相談専用電話「#9110」のほか、性被害に特化した相談窓口である性被害相談ダイヤルサポート「#8103」、これは「ハートさん」と呼んでおりますが、を設け、24時間体制で相談を受理しているところであります。県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体等と緊密に連携しながら、女性の安全・安心を守る各種の取組を推進してまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には女性向けの移住・定住促進策と今後の展開について御質問をいただきました。

県では、市町村等とつくる田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において、女性や若者を主なターゲットに移住促進を図っており、これまで女性向け移住セミナーや女性限定イベントを複数開催してまいりました。また、セミナーにおいては、キッズスペースを設置するなど、子育て中の方々にも安心して参加いただける環境を心がけております。

さらに、今年度は、「移住×信州やまほいく」をテーマに、県広報パートナーであるインフルエンサーによるSNS発信を強化した結果、移住情報サイトを通じた資料請求数が前年度同月比で2.3倍に増加し、そのうち約9割が女性からの請求でした。広報へのてこ入れがこのように効果的であったことから、この結果も踏まえ、現在、市町村等と設置している検討会議において、女性・若者等に対する新たな移住プロモーションを検討しております。

さらに、ヒアリング等では、地域への溶け込みに不安を持つ移住希望女性が多いことが分かりましたので、安心して長野県に移住していただけるよう、つながりを意識した取組も実施しております。具体的には、新たに都市部の若者等が県内で活躍するキーパーソンのライフスタイル等を取材し発信する、信州つなぐストーリー事業を実施しております。この事業は、取材者の若者等やキーパーソンのネットワーク化のほか、参加者の発信により人々の共感を広げ、関係人口を連鎖させていくことを狙いにしておりますが、取材活動中の参加者17名のうち約6割が女性となっており、女性目線での共感を呼ぶ発信を期待しております。

これらの取組により、若者・女性に選ばれる地域という信州未来共創戦略や地方創生2.0の目指す姿を実現する一助としたいと考えております。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には女性に選ばれる長野県づくりに向けて3点御質問をいただきました。

まず、全庁的に政策を推進するための司令塔の設置、それから、成果指標の明確化と成果を見る形での公表についての見解という御質問でございます。

県としては、男女共同参画推進本部を設置して、男女共同参画計画に基づく取組を全庁的に進めるとともに、ダイバーシティー推進に係る部長級の職も置いて、企業などへの県の取組の発信、県の審議会委員の男女比率の改善に向けた指導等を行ってきてているところでございます。しかしながら、一層の施策の推進が必要というふうに私も感じておりますので、この推進本部の活用も含めて、必要な体制の在り方について今後よく検討していきたいと考えております。

また、成果指標につきましては、令和8年度から第6次の計画が始まります。適切な数値目標を設定して進捗状況を毎年公表していきたいというふうに思いますし、信州未来共創戦略においては、2030年までにジェンダーギャップ指数の政治、行政、教育、経済全ての分野で上位10位以内という目標を掲げておりますので、それに向けてしまっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

ただ、この問題は、それぞれの部局が自分たちの守備範囲だけで進めていても、トータルとしてはなかなか進んでいかないというところがありますので、実現に向けて何が必要なのかということを我々がしっかり考え抜くということが必要だと思いますし、府内外、県庁の中、それから市町村をはじめ関係機関の皆様方ともしまっかり連携しながら、成果にこだわって具体的な取組を進めていくことが必要だというふうに思っています。

あわせまして、進んでいても進んでいなくても成果の発信をしまっかりやることによって、評価をいただいたり、批判を受けたり、そうしたことを通じて、社会全体で女性から選ばれる長野県づくりが進むように取り組んでいきたいと思っております。

関係機関との連携体制を強化してブランド戦略を構築していくべきと考えるがどうかという御質問でございます。

女性から選ばれるということを目指して取り組んでいるわけでありますので、女性が長野県はこういう県だというふうに認識しなければ、恐らく選ばれないというふうに私も思います。ブランド戦略という観点に私は思いが至りませんでしたけれども、少なくとも、長野県の女性から選ばれるように内実を磨いていくことと併せて、優れた活動や活躍している女性の皆さん

の取組を県内外の女性の皆様方に積極的に発信していくことも必要ではないかというふうに思います。

今でもやってはいますが、多くの人たちに、長野県はやっているねというふうに思っていただけていない部分がまだまだ大きいのではないかというふうに思います。今後、市町村や地域、あるいは企業で活躍されている女性や団体を表彰したり紹介したりすることなども含めて、女性が活躍している、女性が働きやすい職場がある、こうしたことをより積極的にアピールしていくことができるよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、ジェンダー平等の推進を掲げる中で、長野県の現状評価と果たすべき政策という御質問でございます。

ジェンダーギャップ指数におきましては、例えば教育委員会委員の男女比が高いとか、就業率の男女差が全国と比べると比較的小さいといったようなところは全国の中でも比較的進んでいるところですが、男女間の賃金格差や企業・法人の役員、管理職の男女比率、こうした部分はかなり低いという状況であります。皮膚感覚で申し上げても、やはり大都市部と比べてかなり遅れているという意識を持たれている県民の方々も多いのではないかというふうに受け止めております。

このジェンダー平等の実現に向けて、あるいはジェンダーギャップ指数を上位に持っていく、これは、順位で目標設定しておりますので、長野県が頑張っても、ほかの都道府県が頑張ると全く改善されないという状況でありますから、普通に進める以上のことをやっていかないと順位は上がらないというふうに思っています。

それだけ危機感を持って取り組まなければいけない目標設定だというふうに思いますが、これはいろいろな団体の皆様方と問題意識を共有しなければいけませんが、まずは我々県組織でできることは最大限やっていくということが必要だと思います。

県職員の男性の育休取得率が向上していますし、管理職の女性割合も上昇していますが、絶対評価はいいけれども、相対評価とすればもっとやらなければいけないと思っておりませんので、まず我々自身が直接できることにしっかりと力を入れていきたいと思います。そして、市町村やほかの団体にも長野県組織としての取組をしっかりお示ししていけるようにしていかなければいけないというのが一つであります。

もう一つ、職場であったり、地域であったり、こうしたところの課題は、なかなか我々だけではできませんので、経済界の皆さんや市町村の皆さんと問題意識や方向感をしっかりと共有しながら取り組んでいかなければいけないと思っております。

この点については、先ほど清水議員の御質問の中にもありましたように、やはり見える化していく。長野県の企業の状況はどうなっているのか、あるいは、地域においての女性活躍はほ

かの地域と比べてどうなっているのかということを分かりやすく共有していくことが何よりも重要だと思いますので、そうした点に意を用いながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

[39番清水純子君登壇]

○39番（清水純子君）御答弁いただきました。知事の強い決意を聞いて安心しました。

ブランド戦略は、女性に選ばれるようにしっかりと包括的にブランド力をつくり、そして、長野県で暮らす幸せを想像できる、イメージできるということで長野県を選んでいただくという強い強いアピールを長野県から発信していくことが必要であるというふうに思っております。そして、そこに知事と同じ思いで動いていただく司令塔を一人つくっていただきて戦略を完遂すると。頑張っていただきたいと期待しております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、山田英喜議員。

[18番山田英喜君登壇]

○18番（山田英喜君）本日最後の質問となりますが、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

県行政におきましては、社会や経済の急速な変化、そして県民ニーズの多様化に応えるため、行政サービスの在り方そのものが常に問われ続けています。特に、近年は、デジタル化の進展や業務の高度化、専門性の高まりを背景に、行政のあらゆる分野で民間事業者の力を積極的に活用する、いわゆる業務の外部委託の取組が推進される傾向が一層強まってきております。

長野県においても、民間でできることは民間に任せることを基本に、現状の行政サービスの水準を確保しつつ、民間の力を借りて事業などを実施することで、より効率的な事業執行が可能となる場合においては、積極的に民間との協働を推進するとされています。

私は、この外部委託に対しては、当然メリットとデメリットがあるものと考えております。懸念の一つには、私たち議会の役割は、行政の事業に対してチェック機能を働かせていくことに加えて、県民の皆様の行政や事業に対する不満を受け止めて、その声を整理して提言していくことも大きな仕事の一つと考えますが、委託をすることで事業の内容が見えにくくなること、特に、今後、生活に直結するような事業においても委託の検討が広がっていく可能性があることなどがあります。

例えば、今回直接の質問項目ではありませんけれども、これまで繰り返し取り上げてきた上田長野水道事業広域化も、見方によっては、水道事業を持つ長野市、上田市、千曲市から見れば、企業団を設置することによって水道事業の広域化を進めるものと捉えられます。一方で、

県の立場から見れば、関わり方の詳細は今後の検討となります、県営水道を含めて一体化を図ることで、県の業務を企業団に委託する側面を持つ取組であると感じます。

企業団が設置されれば、各自治体の議会の比率などによって構成される企業団議会が設けられることになるかと思います。例えば、上田市から見た場合、水道事業に対する議会によるチェック機能が従来よりも少なくなり、関与が薄れることは免れません。

水道事業に限らず、行政の業務が外部に委託されるということは、先ほども申し上げましたように、同時に議会のチェック機能そのものが効きにくくなるか、チェックが薄くなるケースがほとんどかと思います。こうした経緯を振り返ってみても、どの業務を外部に委託すべきで、どの業務は行政自らが責任を持って担うべきかという基本的なルールや考え方などについて、これまでこの長野県議会で議論された記録が残っていませんので、今回質問をさせていただければと思います。

外部の専門性を取り入れることによって行政の柔軟性を高め、県民サービスの質を維持向上させることは、行政にとっても、県民にとっても、大きな意義を持つものと考えます。一方で、外部委託の範囲が拡大していくことによって生まれる懸念も多くなっていくものと考えます。限られた人員や予算をいかに効率的に活用していくのか。その判断において民間の知見やノウハウを積極的に取り入れるのか。それとも、人員配置や業務設計の工夫を行うことで職員自らが責任を持って対応するのか。その選択の在り方こそが県行政の健全性や持続可能性を大きく左右していくものと考えます。

まず、業務委託の在り方と判断基準について伺います。

県職員が対応可能と思われる業務もある中で、どのように委託に適するか否かを判断しているのか。外部委託に関する推進ガイドラインを設けている県もありますが、本県における判断基準や、県が直接実施した場合とのコスト比較など、事前の検討プロセスがどのようになっているか、伺います。

次に、外部委託の現状と推移についてお伺いします。

近年は、人件費も高くなっていますことから、一つの事業を毎年同じ金額で委託に出していても、同じ事業量をこなすことが困難になる例も出てくるかと思いますが、県が外部に委託している業務について金額の推移はどのようになっていますでしょうか。知事の任期が始まった時点、そしてコロナ禍以前の平成30年度時点と比較し、現在の状況はどのように変化しているのかを伺います。

続いて、職員数と外部委託の関係性について伺います。

あらゆる分野、業種で人材不足が顕著となり、県行政においても、職員の新規採用に苦慮している状況もあるかと思いますが、県職員の数は減っているのか。その中で、外部委託の金額

が増加しているとすれば、どのような要因で増加していると分析しているのかを伺います。

知事も、多様化する行政サービスへの対応ということを度々発言されていますが、業務の自動化、RPAの導入をはじめとした技術の活用や、外部委託で業務を減らしてきているにもかかわらず、職員の皆さんの忙しさは変わってこない。中には、教える時間がなく、人材を育てていく時間が持てないといった声も伺うことがあります。県が実施している業務は、何を目的とし、どのような成果を得るために実施しているのかが明確であるべきと同時に、その継続性についても重要と考えます。

次に、業務の廃止や今後の多様化する業務の対応判断について伺います。

行政サービスが多様化する中で、県の行う業務が増え続けるものがある一方で、逆に廃止されたり縮小された業務はどの程度あるのでしょうか。その件数や内容を把握しているのか、伺います。

また、社会経済状況の変化、県民ニーズの低下、あるいは法令の改正などによって意義や必要性が薄れた業務については廃止や縮小も検討していくべきと考えますが、今後の考え方を伺います。

また、私の所属する委員会が県民文化部ですので、昨年のパートナーシップ制度や今年度検討している人権擁護の条例などについては委員会で質問させていただきますが、人権の擁護に基づく様々な権利の主張に対応すればするほど行政は忙しくなり、業務が多様化していくということをこれまで様々な事業を見て感じているところであります。行政サービスの多様化は、放っておけばどこまでも拡大すると考えますが、官民両方で人材不足の状況にある中で、どこまでの声を受け入れて、どのような方法で行政需要に対応していくのか。ここまでを須藤総務部長に伺います。

外部委託の推進やルール、そして今後の考え方について質問してきましたが、うまく活用することで当然メリットもあるものと思いますので、最後に知事に伺います。外部委託は、職員の負担軽減につながるだけでなく、外部の知見を取り入れることで職員自身のスキルアップにもつながり得ると考えます。外部との協働を、単なる業務の外出しではなくて、県職員の成長機会として捉えることも重要だと考えますが、この点について阿部知事はどのように考えていますでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

[総務部長須藤俊一君登壇]

○総務部長（須藤俊一君） 私には5点御質問を頂戴いたしました。順次お答えいたします。

まず、業務委託の判断基準と検討プロセスについてでございます。

本県では、民間委託等の推進に関する取組方針を平成20年度に策定し、この方針に基づいて

委託の運用を行っております。具体的には、委託によるサービスの質の向上が図られる、県で直接実施するよりもコスト削減が図られる、行政運営の簡素化、効率化が図られるといった観点から民間委託を実施するかどうかを検討することとしております。

一方で、委託の対象としていない業務として、法令等により公務員の実施が義務づけられているもの、公の意思の形成に深く関わるもの、県民の権利義務に深く関わるものなどを具体的な業務の例を含めて整理してきております。

こうした視点、考え方に基づきまして、実際に業務を実施している職場の状況も踏まえながら、毎年度の職員定数や予算編成におきましてその実施の適否を個別に判断しておるところでございます。

次に、外部委託の金額の推移についてでございます。

一般会計における委託料全体の当初予算額といたしましては、知事の任期が始まった平成22年度は約296億円、平成30年度は約360億円、今年度は約457億円を計上しており、金額及び当初予算額に占める割合は増加傾向にあると認識しております。

次に、職員数の減少と委託増加の要因の分析についてでございます。

知事の任期が始まった平成22年度から令和7年度にかけては、県の行財政改革プランや行政・財政改革方針等に基づく組織のスリム化、業務の効率化を推進してきたことに加え、昨今の採用難や定年早期退職者の増加などから、正規職員数は500名程度減少してきているところでございます。

先ほど答弁申し上げました委託料の増加につきましては、労務費の上昇の影響などもあり、一概に要因を把握することは難しい状況でございますが、民間の優れた知見の活用により、行政サービスの質の向上を図る観点や、比較的定型的な業務の外部化により、職員が真に担うべき業務に注力できる環境を構築する観点等を踏まえて委託を進めてきたものと認識しております。

次に、廃止・縮小した業務についてでございます。

必要性や意義が低下した業務の廃止・縮小に向けた取組といたしまして、現場や実際の実務に関わる担当者からの提案を基に業務の見直しを行うサマーレビューを実施しており、昨年度の提案に関しては、231件について順次見直しを進めてきているところでございます。

また、毎年度、当初予算の編成に合わせまして、スクラップ・アンド・ビルトの観点で事業を見直ししており、今年度当初予算では、主な見直し事業といたしまして28事業を廃止、中止しております。

これらの取組による具体例といたしましては、旅費審査業務の見直しによる審査体制の縮小、県主催イベントの統合や照会事務の本庁集約、その他所期の目的を達成した事業の廃止などの

見直しを行い、業務の効率化や事業の新陳代謝を図ってきているところであります。

今後も、現状の県民ニーズや政策評価による業務の成果や意義等を十分に勘案した上でその実施の適否を適切に判断していくことが重要であり、業務の廃止・縮小に加えて、共通する業務の集約・統合や、御指摘をいただいております外部委託等も効果的に活用しながら業務の総量縮小に努めてまいります。

最後に、多様化する行政需要への対応についてでございます。

社会構造が変化し、行政需要が多様化している一方で、財源や人的資源には限りがあることから、優先度の高い行政課題に重点的に取り組むことが必要であります。そのためには、県民や多様な主体との対話を通じて、理解を得ながら施策や事業を考えていくことがこれまで以上に重要になると考えております。また、真に必要な県民ニーズに対応できるリソースを確保する必要があることから、先ほどのサマーレビューや予算編成の中で、必要性が低下した事務事業の見直しを進めてまいります。加えて、AIをはじめとするデジタル技術の活用や共通業務の集約化等により、職員の生産性向上や業務の効率化などの業務改革に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には、外部委託に関連して、外部との協働を県職員の成長機会として捉えることが重要ではないかという御指摘でございます。

県業務の外部委託を含めて、幅広い協働・共創の取組には職員の学びや成長を促進する側面もあるというふうに私も考えております。

令和6年度に県民参加型予算の仕組みで構築いたしました共生社会の実現に向けた体験機会の創出事業におきましては、県職員と委託先の民間事業者、そして障がい者の皆さんとで協働でワークショップ等を行わせていただき、障がい者の方々の目線に立った課題の発見とその改善策の検討に取り組むことにより、県職員の共感力、政策力、発信力の向上に資するものとなつたというふうに思っております。

こうした外部委託による取組だけでなく、共創推進パートナーの委嘱やDX推進パートナー連携協定に基づく人的な交流、社会貢献職員応援制度を通じて県の職員が県内の様々な活動に従事することによって県民の皆様方と触れ合う、そうした機会に、様々な経験やいろいろな皆様方と知見を共有させていただくことで、職員の成長に資する部分もあるというふうに考えております。

今後とも、様々な方々との協働・共創を進めてまいりますし、御指摘いただいたように、職員の成長という観点も念頭に置きながら県政課題の解決と県民サービスの質の向上に取り組ん

でいきたいと考えております。

以上です。

[18番山田英喜君登壇]

○18番（山田英喜君） それぞれ答弁をいただきました。外部委託の金額の推移は増えており、先ほどもお話しさせていただいたように、人件費などの高騰でこれからも増えていく。内容も件数もそうですけれども、金額も増えていくのかなと思います。

外部委託の推移や判断基準、職員数などについて、職員数についても500名ほど減っているということありますけれども、そういった部分は外部委託や会計年度任用職員で対応しているのかなと感じます。

外部委託は、単なる人員不足の穴埋めではなくて、行政サービスの質を高める手段として機能させていかなければならぬと感じます。そのためには、県の役割や責任を明確にして、県職員のスキル向上につながる活用が不可欠であります。

一方で、先ほども指摘させていただいたように、中には、議会の目が届かず、チェック機能が薄れてしまう可能性もあることから、今回質問させていただいた選定プロセスに加えて、委託後の経過や成果などについてもしっかりと確認し、見ていけるような仕組みも強化していただき、今後の外部委託の在り方について、県行政の責任と民間の知見の活用のバランスを取っていただきますようお願いさせていただき、一般質問を終わります。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次回は、明2日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時55分延会